

(案)

滋賀県行政経営方針 2023-2026

対話と共感、共創で築く県民主役の県政の実現のために

実施計画

令和5年(2023年)3月

滋賀県

目次

実施計画は、方針において経営資源ごとに掲げる取組項目に基づき、重点的に取り組む事項とその内容、目標やスケジュールを定めるものです。

経営資源 1「ヒト」

- (1) 人材確保 1
- (2) 県庁を担うひとづくり
 - ① 職員の意欲や能力を高めるためのひとづくりと活気ある組織（チーム）づくりの推進 3
 - ② 多様な人材が活きる働きやすい職場づくり 7
 - ③ 職員の健康の維持・増進とワーク・ライフ・バランスの推進 9
- (3) 組織・体制等
 - ① 最適な組織体制の構築 11
 - ② 業務(質・量)とのバランスを十分考慮した適正な定員管理および給与管理 13
- (4) ヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化 14
- (5) 市町等をはじめとする多様な主体との連携・協働
 - ① 共創の基本となる多様な主体との協働 16

経営資源 2「モノ」

- (1) 整備
 - ① 施設・設備等の省エネ化および再エネ導入 17
- (2) 見直し
 - ① 次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定 18
- (3) 管理・活用
 - ① 指定管理者制度の見直し等 19
 - ② 湖辺域の公園の魅力向上・維持管理の見直し 20

経営資源 3「財源」

- (1) 財源不足への対応
 - ① 収支改善の取組 21
 - ア. 歳入確保
 - ・ モーターボート競走事業による一般会計への安定的な繰出 22
 - ・ 県有資産の売却・利活用 23
 - ・ 自主財源拡充に向けた歳入確保の積極的な推進 24
 - イ. 歳出見直し 25
 - ② 公債費の適正管理 26
- (2) 財務に関する制度等の見直し
 - ① 出資法人の経営改善、自立性拡大および透明性向上 27

経営資源 4「情報」

- (1) 収集・活用
 - ① 幅広い県民の声の収集、可視化・分析・反映、県民との共有 57
- (2) 活用
 - ① データに基づく施策検討の推進 59
- (3) 届ける
 - ① 受け手に伝わる情報発信 60
 - ② オープンデータ化の徹底および利活用の推進、特定歴史公文書等の利用等の推進 62

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総務部人事課 人事委員会事務局
	(1) 人材確保		

2030 年に向けて目指す県庁の姿 iv スマートでしなやかな県庁

1 具体的な取組内容

(1) 採用活動の強化

ア 各種セミナーの開催や大学等での採用説明会

受験者層ごとにターゲットを絞ったセミナーの開催、若手職員によるガイダンス、採用ポータルサイトの内容充実、ツイッター等 SNS の更なる活用、動画による業務紹介等を通じて滋賀県職員の業務内容や仕事のやりがい・魅力などを一層 PR し、より多くの方に就職先として選んでいただけるような効果的な情報発信を行う。

イ インターンシップ制度の充実

より多くの学生が参加できるよう、募集時期や実施期間等を随時見直す。

また、実習終了後も継続的、定期的に県政情報を発信する取組を新たに行い、実習生へ滋賀県職員として働くことの魅力を伝え、採用試験受験者数を増加させる。

(2) 定年引上げ期間中の計画的・安定的な採用

職種ごとに年齢構成や採用の困難性等を把握し、必要に応じ複数年度間における採用の平準化等を図ることにより、新規採用職員を計画的かつ安定的に確保する。

(3) 専門的な知識や豊富な経験を有する職員の確保

所属のニーズを把握し、任期付職員制度の活用などにより、専門的な知識や豊富な経験を有する人材の確保に取り組む。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

(1) 採用活動の強化

ア 各種セミナーの開催や大学等での採用説明会

競争試験全体において令和 4 年度(2022 年度)を上回る受験者数の確保

(特別募集、就職氷河期世代を対象とした職員採用試験および任期付職員採用試験を除く)

イ インターンシップ制度の充実

インターンシップ実習生における採用試験受験者数の割合 40%

(2) 専門的な知識や豊富な経験を有する職員の確保

毎年度、必要性を検討し、任期付職員制度などを活用

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 採用活動の強化 ア 各種セミナーの開催 や大学等での採用説明会	取組の継続実施 →	→	→	→	→
イ インターンシップ制度 の充実	インターンシップの実施・改善検討 →	→	→	→	→
(2) 定年引上げ期間 中の計画的・安定的な 採用		必要数の把握、計画的な採用 →	→	→	→
(3) 専門的な知識や豊 富な経験を有する職員 の確保		ニーズ把握、取組実施 →	→	→	→

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総務部人事課 総務部行政経営推進課
	(2) 県庁を担うひとづくり ①職員の意欲や能力を高めるためのひとづくりと活気ある組織（チーム）づくりの推進		

2030 年に向けて目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁
-------------------	--

1 具体的な取組内容

<p>(1) 若手・中堅職員の育成</p> <p>ア 幅広い職務経験・機会を通じた若手職員の育ちの支援 若手職員が“やるべきこと・やらなければならないこと”に取組みつつ、“できること”を増やし、将来に向けて“成し遂げたいこと”が描けるよう、事務職においては、採用から概ね3か所目までの間は、2～3年程度を目安にジョブローテーションを行い、異なる職務や部局、本庁・地方機関相互、省庁や府県、市町派遣等を経験できる人事配置を行う。技術職においては、職種に求められる専門性や現場経験等を培うことに重点をおきつつ、幅広い視野や柔軟な発想力等を兼ね備えることができるよう、その職種の特性を活かした人事配置を行う。あわせて、各所属において、事務職および技術職ともに、育成を意識した職務分担を行い、若手職員の育ちを支援する。</p> <p>イ 職員自らの成長意欲や主体性の高揚 (ア) ジョブチャレンジ制度（庁内公募） 職員の志気や意欲を向上させ、チャレンジ精神をもって創造的に仕事に取り組める人材の育成と組織の活性化を図るため、特定の行政課題に対応した職務や派遣研修に自ら応募できるジョブチャレンジ制度（庁内公募）を実施する。 (イ) 職員の意欲を高め、強みを活かす仕組みづくり 20%ルール(※)等、職員の意見を施策に反映し、それが職員の強みを活かし、意欲の向上にもつながらるような仕組みについて研究・検討し、実施する。 ※ 職員が、勤務時間の一部（20%以内）を活用して、自身の担当業務以外の業務に従事することができる制度。 (ウ) リスキング（学び直し）の推進 デジタル技術をはじめとする、社会の変化に対応した新たなスキルの獲得のため、研修や実践の機会を確保する。</p> <p>ウ 若手職員のキャリア形成支援 職員一人ひとりのキャリア形成を意識できるよう人事面談の場において上司による部下へのキャリア形成支援を行うほか、職員に向けたキャリアデザイン研修や上司を対象にしたキャリア形成支援研修を実施する。 人事評価において職員の育成やモチベーション向上につながるようなチャレンジ性のある目標設定を行い、評価する仕組みを運用する。</p> <p>エ 若手職員の成長意欲と能力向上を図るための研修の実施 若手職員の主体的な学びを進め、成長意欲と能力向上を図るため、研修等を実施する。</p> <p>オ 中堅職員の専門性向上 複雑化・高度化する行政課題に的確に対応できるよう、4～5年程度を目安とした長めの人事ローテーションにより、専門性に軸足を置いた人事配置を行う。</p> <p>(2) 管理監督職のマネジメント力の向上</p> <p>ア マネジメント力向上のための研修等の実施 県庁力最大化に向けたマネジメント力の強化のため、マネジメント力向上に係る研修を体系化するとともに、社会の変化に対応した新たなスキルの獲得のためのリスキング（学び直し）の機会を確保する。</p> <p>イ 多面観察（マネジメントフィードバック）の実施 所属長等のマネジメント能力の強み・弱みについて、所属長等自身が気づきを得て、強みを伸ばすとともに弱みを克服することを目的とした多面観察（マネジメントフィードバック）を本格実施する。</p>

ウ マネジメントに重点を置ける体制や早期登用の検討

所属長、室長、係長といった管理監督者が能力を發揮しマネジメントに重点が置けるよう、小規模係の見直しについて検討、実施するとともに、管理監督者を支える体制のあり方や係長への早期登用を含めた昇任管理について研究・検討する。

エ 61 歳以上のシニア職員によるマネジメント経験を活かした管理監督者への支援

61 歳以上のシニア職員が持つ多様で豊富な知識や業務経験を活かし、担当者としての活躍や技術等の伝承を含めた後進育成を促進する。また、管理監督職の経験が豊かな職員にあっては、特に若手管理監督者へのフォローやサポートを担うことができる人事配置を検討する。

(3) チームワークの強化

ア 職員同士のコミュニケーション、相互理解の促進

職員の声の聴き取りや職員同士のつながりづくりを目的とした、職員座談会やオフサイトミーティングの実施とともに、スケジューラーやチャットツールなどのデジタル技術、自己紹介シート、1on1 ミーティングなどの職場でのコミュニケーション活性化のためのツールの有効活用事例等の横展開により、職員の相互理解や職場でのコミュニケーションの活性化を図る。

イ 心理的安全性を確保し、安心して挑戦できるチームづくりの推進

(ア) 伴走型の支援の充実

メンター制度のような伴走型支援の継続的な実施、ブラザー・シスター制度の充実等を図ることにより、職員に寄り添った育成支援策を引き続き実施する。

(イ) 職員の相互理解促進、チーム力強化のための研修の充実

職員の相互理解を促進するための研修、チーム力向上のための研修の体系化等を実施し、チーム力の強化の取組を図る。

(ウ) キラリひらめき改善運動、職員提案の実施

キラリひらめき改善運動や職員からの施策提案により出された意見・提案や実際の改善事例等を全庁で共有することにより、風通しがよく、職員の柔軟な発想を積極的に活かす組織風土を醸成する。

ウ 組織目標等によるミッションの明確化と共有

(ア) イクボス宣言の実施

管理職員が「イクボス宣言」を行い、宣言書を執務室に掲示することや研修等を通じて、管理職員の意識改革を促す。

(イ) 組織目標の実施

各部局や課室が当該年度に重点的に取り組む項目およびその目標を明らかにし、共有することで、職務の使命・責務の再認識につなげ、職員の意欲と連帯感の向上を図る。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

(1) レベルアップやチャレンジへの意欲があるとする職員の割合








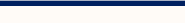
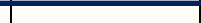
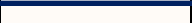
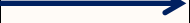





















令和 4 年度(2022 年度) 60.4% → 95.0%

(2) 自由にアイデアや意見を言える組織風土があると感じる職員の割合

令和 4 年度(2022 年度) 83.2% → 100.0%

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 若手・中堅職員の育成 ア 幅広い職務経験・機会を通じた若手職員の育ちの支援	人事配置・職務分担の実施				
イ 職員自らの成長意欲や主体性の高揚 (ア) ジョブチャレンジ制度（庁内公募）	庁内公募の実施 制度見直し	ジョブチャレンジ制度の実施			検証・見直し
(イ) 職員の意欲を高め、強みを活かす仕組みづくり	事例収集・研究	検討・試行・見直し作業	仕組みの構築		
(ウ) リスキング（学び直し）の推進	研修の実施検証 次年度計画策定				
ウ 若手職員のキャリア形成支援	研修の実施検証 次年度計画策定 人事評価制度の運用				
エ 若手職員の成長意欲と能力向上を図るための研修の実施	内容検討	研修の実施検証 次年度計画策定			
オ 中堅職員の専門性向上	人事配置の実施				
(2) 管理監督職のマネジメント力の向上 ア マネジメント力向上のための研修等の実施	研修の実施検証 次年度計画策定				
イ 多面観察(マネジメントフィードバック)の実施	試行・検証 次年度方針検討	実施・検証・次年度方針検討			
ウ マネジメントに重点を置ける体制や早期登用の検討	小規模係の見直し検討 体制・昇任管理の研究・検討	小規模係の見直し			

E 61 歳以上のシニア職員によるマネジメント経験を活かした管理監督者への支援	研究・検討 	人事配置の実施 			
(3) チームワークの強化 ア 職員同士のコミュニケーション、相互理解の促進	職員座談会等の実施 情報発信 				
イ 心理的安全性を確保し、安心して挑戦できるチームづくりの推進 (ア) 伴走型の支援の充実	メンター制度 試行、検証 次年度取組検討 	実施、検証 次年度取組検討 			
(イ) 職員の相互理解促進、チーム力強化のための研修の充実	研修実施 検証 次年度計画策定 				
(ウ) キラリひらめき改善運動、職員提案の実施	継続実施 				
ウ 組織目標等によるミッションの明確化と共有 (ア) イクボス宣言の実施	継続実施 				
(イ) 組織目標の実施	継続実施 				

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総合企画部人権施策推進課
	(2) 県庁を担うひとづくり		総務部人事課
	②多様な人材が活躍しやすい職場づくり		総務部行政経営推進課

2030 年に向けて目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁
--------------------------	--

1 具体的な取組内容

<p>(1) 定年引上げ後の 61 歳以上のシニア職員の活躍</p> <p>ア 61 歳以上のシニア職員の能力・経験の発揮</p> <p>61 歳以上のシニア職員が持つ多様で豊富な知識や業務経験を活かし、ベテランプレーヤーとして役割、技術等の伝承・後進育成の役割、マネジメントの補佐的役割等が最大限発揮できるよう、求められる役割や意識の醸成を図るとともに、職員一人ひとりが有する知識・経験や意向等を適切に把握した人事配置を行う。</p> <p>イ 多様な働き方が選択できる制度の導入・運用</p> <p>健康上の理由や地域活動への従事など、多様な働き方へのニーズに対応し、61 歳以上のシニア職員の活躍を促進するため、定年前再任用短時間勤務制や高齢者部分休業制度を導入・運用する。</p> <p>(2) 女性職員の活躍の推進</p> <p>「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、研修や啓発等を通じて、誰もが活躍できる職場づくりを推進するとともに、県民サービスの向上に向け、女性職員の積極的な登用や中長期の視点に立った、幅広い業務経験を通じた人材育成に努める。</p> <p>(3) 男性職員の主体的な家事・育児参画の促進</p> <p>ア 男性育休の取得促進</p> <p>希望する男性職員全員が育児休業を取得できるよう、子の出生予定についての状況把握を行うとともに、所属長によるイクボス面談等に取り組む。</p> <p>イ 家事・育児参画促進</p> <p>「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」に基づき、男性職員の家事・育児参画を促す情報の発信に努める。</p> <p>ウ 業務執行体制の持続性・代替性の確保</p> <p>男性職員のみならず、女性職員も含めて、育児休業等の必要が生じた職員の所属する職場への対応のため、代替職員の確保を進める。</p> <p>(4) 障害者雇用の推進</p> <p>以下の取組により、障害のある職員の職場定着を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援スタッフの拡充による面談の実施 ・障害者職業生活相談員等による相談窓口の明示・周知 ・障害のある職員同士のつながりの場づくり <p>(5) 人権の大切さを理解し、人権尊重の視点に立った業務遂行</p> <p>各職場において常に人権の尊重を意識して業務を進めることができるよう、基本的な考え方や留意点をまとめた「人権尊重の視点からの施策点検マニュアル」等を活用し、職員一人ひとりの人権意識の向上、定着およびダイバーシティへの理解促進を図る。</p> <p>LGBT 等については、理解促進を図るための職員向けガイドラインの策定に取り組む。</p> <p>(6) ハラスメントゼロに向けた取組の実施</p> <p>ハラスメントのない働きやすい良好な職場環境づくりを進めるため、全ての職員にハラスメント防止に向けた意識付けを行うとともに、ハラスメント防止指針や相談窓口の周知・啓発に取り組む。</p> <p>また、全ての職員がハラスメントに関する基本的理解を深め、未然防止につなげられるよう、必要な研修を実施する。</p>	
---	--

2 目標（令和8年度（2026年度））

- (1) 女性職員の活躍の推進
 参事級以上に占める女性職員の割合 令和4年度(2022年度) 11.4% → 15.0%
 係長職に占める女性職員の割合 令和4年度(2022年度) 21.8% → 30.0%
- (2) 育児休業を希望する男性職員の育児休業取得率 100%
- (3) 障害者雇用の推進
 障害者雇用に係る定着率
 ・常勤職員(採用後3年間の定着率) 令和3年(2021年度) 100% → 100%
 ・会計年度任用職員(雇用期間満了まで継続して勤務した職員の割合)
 令和3年(2021年度) 89.5% → 100%
- (4) ハラスメントを受けていると感じる職員の割合 令和4年度(2022年度) 9.1% → 0%

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 定年引上げ後の61歳以上のシニア職員の活躍 ア 61歳以上のシニア職員の能力・経験の発揮	意向調査の実施		人事配置の実施		
		研修実施			
イ 多様な働き方が選択できる制度の導入・運用	制度構築		運用		
(2) 女性職員の活躍の推進	「次世代育成支援および女性職員の活躍推進のための取組方針」の改訂	取組の実施 状況調査 検証 次年度の取組へ反映			
(3) 男性職員の主体的な家事・育児参画の促進 ア 男性育休の取得促進	取得計画の作成、イクボス面談の実施、制度の案内・説明等				
イ 家事・育児参画促進	男性職員の家事・育児参画を促す情報発信				
ウ 業務執行体制の持続性・代替性の確保	代替職員の確保				
(4) 障害者雇用の推進	定着率の把握・公表（毎年度）				
(5) 人権の大切さを理解し、人権尊重の視点に立った業務遂行	人権尊重の視点からの施策点検マニュアル等の活用 職階別研修、統一テーマ研修の実施				
	LGBT等理解促進のための職員向けガイドラインの策定				
(6) ハラスメントゼロに向けた取組の実施	指針・相談窓口の周知、研修の実施				

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総務部人事課
	(2) 県庁を担うひとづくり		総務部行政経営推進課
	③職員の健康の維持・増進とワーク・ライフ・バランスの推進		総務部総務事務・厚生課

2030 年に向けて目指す県庁の姿 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁

1 具体的な取組内容

- (1) 健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨
「安全配慮義務」に基づき、各所属管理監督者が、受診に関する業務の配慮や声掛けを行うよう啓発を行う。
- (2) 新規採用職員カウンセリングの完全実施
新規採用職員全員を対象にカウンセラーによるカウンセリングを実施し、職場での悩みの聞き取りやセルフケアについてのアドバイス等を行うとともに、相談窓口の周知を図る。
- (3) 滋賀県職員版スマート ライフ プロジェクトの推進
「運動」「食事」「禁煙」「睡眠」「健診・検診」の 5 つの健康習慣についての啓発や、それらを容易に実施できるような環境づくりに取り組む。
- (4) 年次有給休暇の取得促進
全庁でこれまで以上に業務の見直し・効率化に継続的に取り組むとともに、朝礼・終礼等による職場内での情報共有や業務の進捗管理、管理監督職員による率先取得を行うことで休暇を取得しやすい雰囲気を作成する。また、夏季の計画的取得を呼びかける。
- (5) 勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進
災害対応など業務の都合によりその時間帯に行うことが必要な場合や、行わなければ翌日の業務に重大な影響を及ぼす業務がある場合を除き、午後 10 時以降の時間外勤務を原則として行わないこととし、共通事務端末等への一斉メッセージの表示等による退庁の呼びかけや、午後 10 時以降の時間外勤務の状況の公表を行う。
- (6) 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務等の浸透・定着
希望する職員が必要な時に利用できるよう、当該制度の積極的な活用を呼び掛けるとともに、管理監督職員に対する研修等で理解の促進を図るなど、在宅勤務等の一層の浸透・定着を図る。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

- (1) 健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨
 - ・定期健康診断受診率 令和 3 年度(2021 年度) 100% → 毎年度維持
 - ・がん検診にかかる精検受診率 令和 3 年度(2021 年度) 95.3% → 100%
- (2) 新規採用職員カウンセリングの完全実施
令和 3 年度(2021 年度) 100% → 毎年度維持
- (3) 年次有給休暇の一人当たりの年間平均取得日数
令和 3 年度(2021 年度) 11.1 日 → 14.0 日
- (4) 午後 10 時以降の時間外勤務（災害対応等を除く）の件数（知事部局）
令和 3 年度(2021 年度) 16,296 件 → 9,000 件
- (5) ワーク・ライフ・バランスの実現ができていると考える職員の割合
令和 4 年度(2022 年度) 69.8% → 80.0%

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 健康診断の完全実施と精密検査・要治療者への受診勧奨	実施方法の見直し・検討 受診勧奨 管理監督者への啓発	→	→	→	→
(2) 新規採用職員カウンセリングの完全実施	実施通知/日程調整/巡回等による実施	→	→	→	→
(3) 滋賀県職員版スマートライフプロジェクトの推進	追加問診等による現状把握 啓発等の取組 取組内容の見直し・検討	→	→	→	→
(4) 年次有給休暇の取得促進		→	→	→	→
(5) 勤務間インターバルの確保に向けた取組の推進	午後 10 時以降の時間外勤務の状況の公表 共通事務支援端末への一斉メッセージの表示や掲示板への掲載等による呼びかけ	→	→	→	→
(6) 在宅勤務およびサテライトオフィス勤務等の浸透・定着		→	→	→	→

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総務部人事課
	(3) 組織・体制等		教育委員会事務局教職員課
	①最適な組織体制の構築		
2030 年に向けて目指す県庁の姿			iii 市町とともに自治を担う県庁 iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁
1 具体的な取組内容			
<p>(1) 必要な見直しの実施</p> <p>県行政を取り巻く諸情勢を勘案し、各部局からの提案・意見や他府県の動向などを踏まえながら、本庁については、行政課題に応じた施策立案への的確な対応、県下全域を対象とした業務の適切な実施などの視点、地方機関については、本庁・市町との役割分担や地域の課題への対応、各区域で担うべき事務などの視点から、組織体制のあり方を検討し、毎年度、必要な見直しを行う。</p> <p>(2) 専門的業務等の集約化</p> <p>専門的な知識を必要とし、一定のノウハウの蓄積が必要な業務や、集約化により効率的な執行が可能な業務について、各部局からの意見や他府県の状況等を踏まえながら、特定所属への業務集約化、専門性やノウハウを有する職員の集中配置等を検討し、必要な組織体制の見直しを行う。</p> <p>[想定される業務]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PFI 事業に係る業務 ・指定管理者制度に関する業務 ・ネーミングライツに関する業務 <p>(3) 県立学校における適正な事務執行に向けた取組推進</p> <p>県立学校における適正な事務執行を確保するため、事務の共同化等の具体的な取組について検討を行う。</p>			
2 目標（令和 8 年度（2026 年度））			
<p>(1) 必要な見直しの実施</p> <p>毎年度、必要な見直しを行い、その結果を次年度の組織体制に反映。</p> <p>(2) 専門的業務等の集約化</p> <p>令和 4 年度(2022 年度)から検討を開始し、実施可能なものから順次見直しを反映。</p> <p>(3) 県立学校における適正な事務執行に向けた取組推進</p> <p>事務の共同化等の新たな取組を試行する。</p>			

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 必要な見直しの実施	最適な組織体制について検討（毎年度） 次年度組織体制に反映 				
(2) 専門的業務等の集約化	業務の集約化について検討 必要に応じて、試行の実施 				
(3) 県立学校における適正な事務執行に向けた取組推進	県立学校等へのヒアリング 現状・課題の分析 適正な事務処理方法の検討 新たな取組の試行 				

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総務部人事課
	(3) 組織・体制等		
	②業務(質・量)とのバランスを十分考慮した 適正な定員管理および給与管理		

2030 年に向けて目指す県庁の姿	iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁
-------------------	--

1 具体的な取組内容

(1) 適正な定員管理および給与管理

ア 業務(質・量)とのバランスを十分考慮した職員定数の見直し
事務事業の不断の見直し、業務の効率化を行いながら、新たな行政需要や重要課題に的確に対応できるよう、以下の取組を行いながら、毎年度、職員定数の見直しを図る。
[具体的な取組]
・業務(質・量)に見合った人員配置
・総務省の定員回帰指標等を参照した適正な定数規模の検討
・各所属の時間外勤務の状況把握と所属間の平準化

イ 業務執行体制の持続性と代替性の確保
以下の取組により、行政課題等に柔軟かつしなやかに対応できる体制を構築する。
[具体的な取組]
・突発的な課題や危機事案に対応する人員の再配置や応援体制の構築
・育児休業等の必要が生じた職員の所属する職場への対応のため、「両立支援定数枠」の新設
・定年引上げ期間中の複数年度間における採用の平準化のための一時的な定数増

ウ 適正な給与管理
人事委員会勧告を基本に、国家公務員の給与水準等を踏まえて、必要な見直しを行い、適正な給与管理に取り組む。

2 目標(令和8年度(2026年度))

(1) 適正な定員管理および給与管理
毎年度、適正な定員管理および給与管理を実施。

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 適正な定員管理および給与管理		適正な定員管理および給与管理 			

取組 項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総合企画部 DX 推進課 総務部人事課 総務部行政経営推進課
	(4) ヒト・財源の配分をシフトするための業務の見直し・効率化		
2030 年に向けて目指す県庁の姿		i '持続可能な滋賀'を支える県庁 iv スマートでしなやかな県庁 v 健康経営・ダイバーシティを推進する県庁	
1 具体的な取組内容			
<p>新たな行政需要や突発的な事案等に機動的に対応していくため、特に、デジタル技術(※ 1)を積極的に活用し、業務(※ 2)の見直し・効率化を進める。</p> <p>その際、デジタル技術に不慣れな方への対応を検討するなど社会的に弱い立場の方に寄り添う視点を持ちながら、利用者目線に立った質の高い県民サービスの提供につなげる。</p> <p>以下により、それぞれの所属において主体的・継続的に取組みを進めることにより、不断に業務を見直す組織風土の形成を目指す。</p> <p>※ 1 RPA、AI による帳票等の認識、会議録作成支援システム、電子申請システム、ローコード・ノーコードツールなどの活用を想定。</p> <p>※ 2 本県が遂行する地方自治法における事務または事業全般を指すもので、細目事業の企画や執行レベルのものから、照会・回答や所属内協議など定型的、庶務的な処理を含む。</p> <p>(1) 対象業務の抽出・取組実行</p> <p>それぞれの所属において、毎年度、下記の視点を中心に、所属長のリーダーシップのもと、全ての職員が議論に参加のうえ、見直し・効率化を図るべき業務を抽出し、推進担当課が作成・配付する手順書を参考に BPR を活用して取組を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍でとやめたり縮小したりしている業務を安易に復活させようとしていないか ・外部からの申請等の処理業務について、デジタル技術を活用して効率化が図れないか ・時間外勤務発生に影響を与えている業務について、その要因は何であるのか ・監査委員から検討等を要する事項として意見があったものについて、見直し・効率化できないか <p>(2) 組織目標、人事評価等への位置付け</p> <p>各所属においては、毎年度、特に注力する業務の見直し・効率化に関する事項について、組織目標に位置付け、重点的・計画的に見直し・効率化の取組を進める。</p> <p>関係する職員については、人事評価における個人目標に当該業務の見直し・効率化の取組項目を位置付ける。さらに、所属長に対する多面観察（マネジメントフィードバック）の観察項目においても、業務の見直し・効率化への対応を位置付ける。</p> <p>これら取組により、組織として主体的・継続的に業務の見直し・効率化に取り組むとともに、その取組みに関わる職員の業績が正当に評価される仕組みを構築する。</p> <p>なお、見直し等に当たっては、同時に、いかにして県民サービスの更なる向上を図るのか、また、取組により生み出したヒト・財源を何にシフトし、どのように活用していくのかといった見通しを持ちながら進めることとする。</p> <p>(3) 各所属における取組への支援</p> <p>推進担当課は、DX 推進チャレンジャー(※ 3)を対象に、デジタル技術の積極的な活用に向けた研修による人材育成を行うほか、職員同士の連携・情報共有の場（DX 推進コミュニティ）や外部の専門人材の活</p>			

用による個別業務の技術提案の場（相談会）を設けながら、その取組を促進する。

※ 3 デジタル技術の活用を主体的に行い、「業務効率化」および「行政サービスの向上」を図るとともに、働き方改革にも資する人材として、必要な知識の習得や、業務変革の実践にチャレンジする職員

所属長に対しては、推進担当課は、外部人材を活用した相談や参考事例の共有等により、取組を促す。

全庁的な視点で見直し・効率化を検討すべき業務について、推進担当課は、全庁からの提案を取りまとめた上で、知事のリーダーシップのもと対応方針を決定し、優先順位の設定や WG を設置するなどしながら、取組を促進する。

(4) 進捗状況の把握と評価等

推進担当課は、毎年度、前年度までの業務の見直し・効率化の取組状況について、行政経営改革委員会へ報告し、意見を聴きながら評価を行うとともに、その内容を県ホームページ等により公表する。

また、好事例について、庁内表彰や情報共有を行い、全庁における横展開を進める。

2 目標（令和8年度（2026年度））

(1) 日頃から業務の進め方を意識的に工夫し、前例にとらわれず見直しをしている職員の割合 100%

(2) デジタル技術などによる申請等利便性向上率 令和8年度(2026年度)において 100%

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 前準備	手順書配付、対象抽出、方向性検討 → → → → →				
(2) キックオフ	目標設定 (組織目標・ 人事評価位 置付け) キックオフ ●	→ ●	→ ●	→ ●	→ ●
(3) 見直し・効率化の 実行	→ → → → → 手順書を参考に BPR を活用した見直し・効率化、デジタル人材育成、職員同士の連携				
(4) 進捗把握等		→	→	→	→
(5) 公表			→	→	→

取組項目	経営資源 1「ヒト」	推進担当課	総合企画部高専設置準備室
	(5) 市町等をはじめとする多様な主体との連携・協働 ① 共創の基本となる多様な主体との協働		総合企画部 県民活動・協働推進室 総務部行政経営推進課

2030 年に向けて目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁 iii 市町とともに自治を担う県庁
-------------------	------------------------------------

1 具体的な取組内容

(1) 包括的連携協定の仕組み等を活用した協働、連携の取組の推進
包括的連携協定締結から 10 年以上経過している企業、大学等もあることから、「CO₂ネットゼロ社会づくりの推進」や「健康しが」の取組などの社会的環境の変化への対応や、目の前の課題だけではなく、将来を見据え、新たな価値や魅力を一緒に創るといった視点を持った連携となるよう、必要に応じて見直しを検討する。また、地域を牽引する人材育成等新たな価値を生み出す取組の実施に向けて、企業等と協議・検討を進める。

(2) 新たな協働の手法を活用するなど多様な主体との協働の場の充実
コレクティブ・インパクトの手法や事業性と公益性が両立する協働の手法など、より効果的な協働手法の調査検討に取り組むほか、民間委託の新たな手法として、支払額が成果指標値の改善状況に連動する P F S (成果連動型民間委託契約方式) の導入に向けて、情報収集や先進事例の調査等検討を進める。

2 目標 (令和 8 年度 (2026 年度))

(1) 包括的連携協定の仕組み等を活用した協働、連携の取組の推進
新たな価値や魅力を一緒に創るといった共創の視点を持った連携となるよう、企業や大学等と意見交換を行い、新たな連携事項を創出する。 毎年度 3 件以上

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 包括的連携協定の仕組み等を活用した協働、連携の取組の推進	企業・大学等との意見交換会・県政情報の発信				
(2) 新たな協働の手法を活用するなど多様な主体との協働の場の充実	導入可能事業の情報収集や調査・検討				
	(具体的な事業実施が見込める場合) モデル実施・効果検証・庁内展開				

取組 項目	経営資源 2「モノ」	推進担当課	総合企画部 CO ₂ ネットゼロ推進課
	(1) 整備 ①施設・設備等の省エネ化および再エネ導入		

2030 年に向けて目指す県庁の姿 i '持続可能な滋賀'を支える県庁

1 具体的な取組内容

(1) CO₂ ネットゼロに向けた施設・設備等の省エネ化および再エネ導入

「CO₂ ネットゼロに向けた県庁率先行動計画（CO₂ ネットゼロ・オフィス滋賀）」に基づき、施設・設備の省エネ化、照明の LED 化、次世代自動車等や太陽光発電設備の導入を推進する。

導入に当たっては、効果的・効率的となるよう計画的に進むよう検討するとともに、初期投資不要のリース方式や PPA モデルなども活用する。

ア 施設・設備の省エネ化

施設を新築・更新する場合は、原則 ZEB Ready 以上とする。その他施設・設備の改修時等においても、省エネ化の検討を十分に行い、可能な限りエネルギー消費量の削減を図る。

※「公共施設等マネジメント基本方針」における CO₂ ネットゼロの推進方針とも整合

イ 照明の LED 化

既存施設も含め、照明の LED 化率 100%を目指して取組を推進する。

ウ 次世代自動車等の導入

公用車導入時には、次世代自動車等を積極的に導入する（乗用車は原則次世代自動車等）。

※次世代自動車等：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

エ 太陽光発電設備の導入

既施設も含めて導入を推進し、設置可能な建築物の 50%以上に設置することを目指す。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

(1) 県庁における温室効果ガス排出量

平成 26 年度(2014 年度)比で温室効果ガス排出量 50%減（令和 12 年度(2030 年度)）

※今後の社会経済情勢等の変化に対応するため、概ね令和 7 年度(2025 年度)を目途に中間見直しを行う。

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) CO ₂ ネットゼロに向けた施設・設備等の省エネ化および再エネ導入		計画に基づく取組			
				計画見直しの検討	
	進捗管理および公表（毎年度）				

取組 項目	経営資源 2「モノ」	推進担当課	総務部行政経営推進課
	(2) 見直し		
	①次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定		

2030 年に向けて目指す県庁の姿	i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁 iv スマートでしなやかな県庁
--------------------------	--------------------------------------

1 具体的な取組内容

(1) 現行「公共施設等マネジメント基本方針」の推進
 財政負担を縮減・平準化しながら、資産価値の最大化を図るため、施設評価の結果に基づき、着実に施設の廃止や縮小等の見直しが進むよう、進捗管理を行うとともに、施設の更新時には、既存施設の活用や集約化・複合化等を図り、延床面積を縮小するよう努める。

(2) 施設評価の実施
 県が所有する建築物について、社会経済情勢や行政需要の変化を考慮した適切な用途や規模を評価するため、施設評価を実施し、施設の活用・廃止に係る検討や関係機関等との調整を進める。

(3) 次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定
 上記施設評価の結果も踏まえ、次期「公共施設等マネジメント基本方針」を策定し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現する。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

(1) 現行「公共施設等マネジメント基本方針」の推進
 令和 7 年度(2025 年度)の県全体の施設総量(建築物)が平成 27 年度(2015 年度)末より増加しない

(2) 次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定
 次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定：令和 7 年度(2025 年度)

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 現行「公共施設等マネジメント基本方針」の推進	滋賀県公共施設等マネジメント基本方針に基づく進捗管理				
(2) 施設評価の実施		施設評価の実施		公表	
(3) 次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定		公共施設等の基本的な方針の検討		次期「公共施設等マネジメント基本方針」の策定	方針に基づく取組の推進

取組 項目	経営資源 2「モノ」	推進担当課	総務部行政経営推進課
	(3) 管理・活用 ① 指定管理者制度の見直し等		

2030 年に向けて目指す県庁の姿 ii 進取でオープンな県庁

1 具体的な取組内容

- (1) 指定管理者公募時の新規参入の推進
- ア 事業者選定に当たって、新規の取組やチャレンジ性を積極的に評価
募集要項等において、新規の取組やチャレンジ性のある取組の提案を事業者から積極的に求めるとともに、それらを評価する仕組みを導入する。
 - イ 公募情報の積極的な発信等
応募可能性のある事業者への声掛けを積極的に実施するとともに、事業者に施設の概要について説明する機会を設ける等、潜在的な候補事業者とのマッチングに取り組む。
- (2) 施設の活性化（施設の持つ潜在能力のさらなる発揮）
- ア 指定管理者が行う自主事業の拡大
各施設において自主事業が活発に行われるよう、先進事例を庁内で共有し、更なる展開を図る。
 - イ トライアル・サウンディングの導入
トライアル・サウンディングの実施を希望する施設を庁内で募集し、候補事業者とのマッチングを実施する。
 - ウ サウンディング型市場調査の活用
「滋賀県庁県有資産活用のひろば」を活用し、民間事業者との対話を通じて、管理業務以外を含めた施設のさらなる活性化を検討する。

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

- (1) 指定管理者公募時の新規参入の推進
- ・指定管理者募集施設における複数者応募の割合：複数者応募の割合増（令和 5 年度～令和 8 年度(2023 年度～2026 年度)の平均値が令和元年度～令和 4 年度(2019 年度～2022 年度)の平均値を上回ること。）
- (2) 施設の活性化（施設の持つ潜在能力のさらなる発揮）
- ・指定管理者制度導入施設（※）の利用者数：毎年度 令和 4 年度(2022 年度)より増
※利用者増を目標とするのが困難な施設（県営住宅）を除いた 39 施設を対象

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 指定管理者公募時の新規参入の推進	ガイドライン等改正	積極的な提案を求める取組の徹底、情報発信やマッチングの強化			
(2) 施設の活性化	ガイドライン等改正	自主事業の拡大、トライアル・サウンディングの PR 等			

取組項目	経営資源 2「モノ」	推進担当課			
	(3) 管理・活用 ②湖辺域の公園の魅力向上・維持管理の見直し		琵琶湖環境部自然環境保全課 土木交通部都市計画課		
2030 年に向けて目指す県庁の姿		i 持続可能な滋賀'を支える県庁 ii 進取でオープンな県庁			
1 具体的な取組内容					
<p>(1) 自然公園における民間事業者等との連携促進等 湖辺域の自然公園について、地元や、民間事業者等との意見交換や活用可能性調査等を行い、民間事業者等の多様な主体との連携を推進し、魅力向上を目指す。</p> <p>(2) 湖岸緑地（都市公園）における Park-PFI 制度などの民間活力導入の実現 湖辺域の魅力や公園利用者の利便性の向上を目指して、社会実験等を実施して課題やニーズを把握し、民間が投資しやすくするために必要な整備を行うことで、民間活力導入の実現に向け進める。</p>					
2 目標（令和 8 年度（2026 年度））					
<p>(1) 自然公園における民間事業者等との連携促進等 令和 6 年度(2024 年度)末までに 3 件の民間事業者等との連携事例の創出を目指す。それ以降もさらなる連携事例の創出を図っていく。</p> <p>(2) 湖岸緑地（都市公園）における Park-PFI 制度などの民間活力導入の実現 民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設のサービスの向上を図るため、令和 8 年度(2026 年度)までに社会実験等の実施を踏まえて、民間活力導入を図る。</p>					
3 取組内容ごとのスケジュール					
取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 自然公園における民間事業者等との連携促進等	活用可能性の調査・検討、地元・民間事業者との協議・調整等	協議会の開催、民間事業者との連携可能性協議・調整等			民間事業者等との連携 (連携事例 3 件以上)
(2) 湖岸緑地（都市公園）における Park-PFI 制度などの民間活力導入の実現	サウンディング調査				社会実験等の実施・民間活力導入の実現

取組 項目	経営資源3「財源」
	(1) 財源不足への対応
	① 収支改善の取組

2030年に向けて目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

基本的な考え方

- ・ 収支改善の取組においては、ポート収益金の繰入の確保のほか、資産の有効活用やネーミングライツ、未利用土地の売却・貸付などの歳入確保を推進し、歳出見直しによる対応を可能な限り抑制する。
- ・ 歳出見直しでは、例年、決算等において不用等で処理している経費について、改めて要因や状況を分析し、積算等を精査するなど、可能な限り県の施策への影響を軽減する。
- ・ 基金については、計画期間中の財源不足の拡大を踏まえ、これまで財源調整的な基金で160億円程度の残高を確保するとしてきた目標を修正し、災害対応等に必要と考えられる規模として、財政調整基金を100億円程度に維持することとし、一層の活用を図る。

(単位：億円)

		R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
財源不足額（一般財源）		▲ 190	▲ 211	▲ 126	▲ 96
収支改善 目標	収支改善による対応	16	15	32	16
	歳入確保による対応	7	5	21	6
	歳出見直しによる対応	9	10	11	10
	財政調整基金・ 県債（行政改革推進債）等による対応	174	196	94	80
	計	190	211	126	96

(参考)

財政調整基金残高見込	276	150	126	116
臨時財政対策債を除く県債残高見込	6,750	6,920	7,110	7,220

個別 項目 1	ア. 歳入確保 ・モーターボート競走事業による一般会計への安定的な繰出	推進担当課	総務部事業課
(1) 具体的な取組内容			
<p>モーターボート競走事業は、現行の中期経営計画（計画期間：令和2年度から令和6年度(2020年度から2024年度)）において、年間3億円（5年間の目標総額：15億円）の繰出金を目標としたところ、電話投票売上の増加に伴い、初年度の令和2年度(2020年度)において、5年間の目標総額を上回る20億円の繰出を達成するとともに、令和3年度(2021年度)においても30億円の繰出を実施している。</p> <p>こうした中、モーターボート競走事業は収益事業であり、その業績については、コロナ禍収束後の外出を伴うレジャーの復調など、社会経済情勢の影響を受けるものであり、不確実性を伴ったものであることから、今後、一般会計への安定的な繰出を継続していくためには、施行者として法（ギャンブル等依存症対策基本法）の趣旨に則り、ギャンブル依存症対策に引き続き取り組むことを前提に、健全な経営を確保しつつ、現在アプローチが十分できていない客層に対しても積極的に対応を行い、質の高い顧客サービスの提供を行うことで売上の確保を図る必要がある。</p> <p>ア 顧客基盤の拡大 YouTubeの活用およびデジタル広告の強化に加え、これまでびわこの舟券を買ったことがない既存のお客様に対し、様々な販売促進ツールを制作し、これを活用した場外発売場等への営業活動を強化する。</p> <p>イ 本場の来場促進 本場は単に舟券を売るだけではなく、新たなお客様にびわこファンになっていただく入口としての機能を前面に出して活性化させる必要がある。このため、レース場のパーク化に取り組むとともに、観光関連や中央業界の団体と連携して、レース観戦も含めた魅力的な体験を提供するなど観光地化を進め、多くのお客様に来場いただく機会を増やすことが重要となる。今後、有識者、観光業界、地元住民などの御意見も踏まえたあり方検討を進める中で、レース場としてだけでなく、県内の観光拠点の一つとして、また中継地点としての役割も果たせるよう取り組む。</p> <p>ウ CO₂ネットゼロの取組 ボートレース業界として令和12年(2030年)にCO₂ネットゼロを達成することを目標としており、環境対応型燃料への切り替えと電動モーターの開発を並行して行うこととされている。当競走場はその実証実験等に積極的に参画し、CO₂ネットゼロのモデル場として業界の象徴的な存在となるよう取り組む。</p> <p>エ 次期中期経営計画の策定 令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの中期経営計画を令和6年度(2024年度)に策定し、将来を見据えた経営を行う。</p>			
(2) 目標（令和8年度（2026年度））			
<p>ア 令和5年度から令和8年度(2023年度から2026年度)までの計画期間において毎年15億円の一般会計繰出金を確保する。</p>			

(3) 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
ア 顧客基盤の拡大	YouTube等の活用	YouTube等の活用 + 販売促進ツールの制作・活用			
イ 本場の来場促進		あり方検討	検討結果を踏まえた整備		
ウ CO ₂ ネットゼロの取組		環境対応燃料 実証実験参加			
エ 次期中期経営計画の策定			計画策定	計画の進捗管理	

個別

ア. 歳入確保
・県有資産の売却・利活用

推進担当課

総務部財政課
資産を有する課

項目 2

(1) 具体的な取組内容

未利用となっている県有資産について、まずは売却に努めるとともに、立地条件や市場のニーズ等のそれぞれの物件の特性に応じた、最適な活用ができるよう、貸付等も含めた利活用の促進に取り組むとともに、その他の資産についても貸付などの有効活用の促進に取り組む。

ア 県有資産の売却

未利用資産については、一般競争入札による売却を中心に取り組んでいる。土地利用ニーズ等により売却が困難な案件についても、複数回の入札を経て落札されるなど、継続的に取り組むことによって売却収入の確保につなげている。

引き続き、未利用地調査等により売却物件の洗い出しを進めるとともに、不落となっている物件についても周辺状況をみながら継続して入札に付すことにより、資産売却に努める。

イ 県有資産の利活用

未利用資産のうち立地条件や市場等のニーズも踏まえ、それぞれの物件の特性に応じた最適な活用ができるよう、貸付等による利活用についても検討する。

(2) 目標（令和8年度（2026年度））

ア 県有資産の売却

財産売り払い収入として見込む7件、132百万円の確実な売却

イ 県有資産の利活用

立地条件等から売却が困難な物件や、貸付等によることがより有効な活用に資する資産について、それぞれの資産の状況に応じた手法による有効活用を進める。

(3) 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
ア 県有資産の売却		一般競争入札の継続実施 1～3回/年			
	未利用地調査および活用検討会議の開催による庁内利用の促進および売却物件の洗い出し				
イ 県有資産の利活用		売却以外の手法によることが望ましい資産の洗い出しおよび手法の検討			

**個別
項目3**

ア. 歳入確保
・自主財源拡充に向けた歳入確保の積極的な推進

推進担当課

総合企画部企画調整課
総務部行政経営推進課

(1) 具体的な取組内容

自主財源拡充に向けた歳入確保に当たっては、県の経営資源を最大限活用し、県の取組の意義を積極的に発信し、理解と共感を得ることに努める。

そのために、専門家の知見や先進事例の情報収集を進め、庁内で情報共有・連携し、歳入確保に留まらず、寄附等を通じた企業等との関係構築に努めるなど県庁全体で戦略的に取組を推進する。

また、常に県の持つ経営資源を活用した財源確保を意識することで、新たな歳入確保策の可能性についても検討するとともに、取組推進のため必要に応じ、歳入確保に係る手続きの改善を図る。

ア 寄附等の獲得

寄附・協賛の制度や対象事業等について、理解と共感が得られるよう県内外に向け一層の周知を行い、県への寄附・協賛を募るとともに、寄附・協賛を契機に寄附者等との関係構築に努める。

また、専門家の知見や先進事例を踏まえた取組の検討、庁内での情報共有など、県庁全体で戦略的に取組を推進する。

イ 広告・ネーミングライツの活用促進

すでに導入しているものについて、引き続き募集・活用を進めるとともに、新たな成約に向けて効果的な広報に努める。具体的には、施設（施設の一部を含む）や事業、イベントなどの対象の知名度・魅力向上に取り組みながら、企業メリットを明確にした広報を実施する。

また、施設（施設の一部を含む）や事業、イベントなどの対象案件拡大についても検討する。

(2) 目標（令和8年度（2026年度））

ア 寄附等の獲得

令和5年度から令和8年度(2023年度から2026年度)までの計画期間の収入合計額

1,600百万円

イ 広告・ネーミングライツの活用促進

令和5年度から令和8年度(2023年度から2026年度)までの計画期間の収入合計額

210百万円

(3) 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
ア 寄附等の獲得	課題の調査・共有 重点取組事項の絞り出し	企業・団体への寄附依頼等の取組推進の強化 (各年度で重点取組事項を設定)			
	積極的な庁内外への情報発信、必要に応じた手続きの改善				
イ 広告・ネーミングライツの活用促進		情報発信のあり方検討		情報発信の強化	
	対象案件の拡大検討・新規案件成約に向けた働きかけ				
ウ その他の歳入確保		継続実施・新たな歳入確保策の検討			
	庁内好事例等の共有、展開				

個別

項目 4

イ. 歳出見直し

推進担当課

総務部財政課

(1) 具体的な取組内容

ア 決算等の状況を踏まえた積算の精査

改めて歳出不用の状況を踏まえて積算等の精査を行い、事業執行に影響のない範囲で予算の重点化を図る。

イ 事業の進捗状況等を踏まえた事業継続の見極め

計画期間を終了した事業などについては、継続を前提とせず、事業の必要性についてゼロベースで検討する。

ウ DXの推進に伴う精査

電子化等により、経費の縮減が図れる場合は、予算額を精査。

(2) 目標（令和8年度（2026年度））

ア 財政調整基金の残高確保

計画期間中は大規模な需要が見込まれることから、財政調整基金を活用することを前提として、残高目標を従前より一定程度縮減。一方で、災害等に対応しうる額として、一定の残高を確保。

→財政調整基金の年度末残高 毎年度 100 億円程度を維持

(3) 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
歳出の見直し	取組内容の検討	予算編成過程での取組実施			

取組 項目	経営資源3「財源」	推進担当課	総務部財政課
	(1) 財源不足への対応 ②公債費の適正管理		

2030年に向けて目指す県庁の姿 i '持続可能な滋賀'を支える県庁

1 具体的な取組内容

- (1) 将来推計の公表
毎年度公表している「今後の財政収支見通しについて」と併せて、県債残高や公債費に係る長期的な将来推計を公表する。
- (2) 予算編成を通じた県債発行額の管理
県内経済の活性化のために必要な投資など、事業の必要性を見極めるとともに、地方交付税措置のある有利な県債を活用するなど、将来負担にも十分留意しながら、予算編成を通じて県債の発行額を管理する。
- (3) 県債の繰り上げ償還
県税の上振れや年間を通して剰余額が生じた場合、基金残高を一定確保しつつ、県債の繰り上げ償還を実施する。

2 目標（令和8年度（2026年度））

- (1) 臨時財政対策債を除く県債残高
計画期間中は防災・減災、国土強靱化や公共施設の老朽化対策等の需要に引き続き対応するため、残高目標は前回より増加。一方で、公債費の適正管理を図り、計画期間中の発行額を概ね現状見込まれる発行額の範囲内に抑制。
令和4年度(2022年度)末（見込）6,701億円 → 令和8年度(2026年度)末 7,200億円程度

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 将来推計の公表		将来推計の公表（毎年度） →			
(2) 予算編成を通じた 県債発行額の管理	→	予算編成過程での取組実施 →			
(3) 県債の繰り上げ償還		随時実施 →			

取組項目	経営資源3「財源」	推進担当課	総務部行政経営推進課 各出資法人所管課
	(2) 財務に関する制度等の見直し ①出資法人の経営改善、自立性拡大および透明性向上		

2030年に向けて目指す県庁の姿 i ‘持続可能な滋賀’を支える県庁

1 具体的な取組内容

「出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方」（後掲）に沿って、各出資法人へ適切に関与を行う。

(1) 法人ごとの計画（後掲）に基づく計画的な経営改善等の推進

各出資法人へ適切に関与を行うに当たり、出資法人との間で法人ごとの計画を定め、進捗管理を行い、経営改善等につなげる。

(2) 経営評価の実施および公表

出資法人の経営状況の把握および各出資法人への適切な関与に資するよう、毎年度、各出資法人について県および出資法人自身による経営評価を行うとともに、その内容を公表する。

2 目標（令和8年度（2026年度））

(1) 県以外の者からの収入の拡大

法人全体として令和8年度(2026年度)において令和4年度(2022年度)より拡大

(2) 県の財政的リスク（損失補償・債務保証、長期・短期貸付け）の縮小

法人全体として令和8年度(2026年度)において令和4年度(2022年度)より縮小

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 法人ごとの計画に基づく計画的な経営改善等の推進	法人ごとの計画に基づく進捗管理 →				
	法人ごとの計画策定 →	法人ごとの計画に基づく進捗管理			法人ごとの計画策定 →
(2) 経営評価の実施および公表			評価の実施および公表（毎年度）		

出資法人の経営改善等に関する県の基本的な考え方

I 経営改善等の必要性

出資法人（県が資本金、基本金、基金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資し、または出捐している法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）に基づき設立された法人を除く。）をいう。以下同じ。）は、県から独立した組織としての効率性や柔軟性、機動性等を活かして県の施策目的を効果的に推進する観点から、県がその設立に関わり、これまで必要に応じて人的あるいは財政的側面から関与を行ってきた。

こうした中、出資法人については、平成9年度から数次にわたる見直しに取り組み、改革の成果を上げてきたところであり、また平成27年度以降は、法人の経営改善、自立性拡大および透明性向上等に取り組んできたところである。

一方、県は、限られた資源でどのような施策をどの程度実施するかという視点で行政経営を進めることが求められており、地域活性化等に資するよう、現場のニーズに即した効率的で効果的な行政サービスを実現する観点から、不断の改革に取り組まなければならない。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、効率化や経営健全化等に継続して取り組むことが求められている。

公共サービスの一層効果的で効率的な提供を実現する観点および県財政への影響を回避する観点から、県は、今後も、出資法人によるその特性に応じた経営改善および自立性の拡大に向けて、適切な関与を行う。また、引き続き出資法人および県による経営評価や適切な情報公開および文書管理を行い、出資法人の経営状況等の透明性を高める。

さらに、県は、出資法人を取り巻く状況や業務内容の変化等に応じて、全庁的な視点で出資法人のあり方にかかる必要な検討を行うとともに、公共的分野における民間活動の担い手としての出資法人の設立趣旨に鑑み、地域活性化等に資する有意義な活動の展開に向けて必要な検討を出資法人へ促す。

II これからの出資法人のあり方と県の関与について

出資法人と県の関与のあり方については、県民にとってより効果的かつ効率的な公共的サービスの提供という観点から、次のような方向を目指す。

1 今後の出資法人のあり方

(1) 自立した経営機能の発揮

出資法人は、行政が担うべき分野の拡大や業務量の増大等に対応して行政を補完、代替、支援する役割を果たしてきたことから、人的、財政的に県への依存度が大きくなる傾向にあったが、公益法人制度の抜本的改革を行う公益法人制度改革関連三法が平成20年に施行されたことを踏まえ、自主的、主体的な経営が求められるようになっている。

そのため、引き続き、県の人的、財政的関与に過度に依存することなく、自らの経営感覚が活かせる自立した経営体に転換していくことを目指す。

(2) 環境変化に対応しうる経営の確立

近年の社会経済情勢の変化は著しく、出資法人の運営にも大きな影響を及ぼすようになってきている。公共的分野における民間活動の担い手として出資法人が継続的に活動を展開していくためにも、出資法人自らが社会経済情勢の変化に機敏に対応して事業の見直しを行い、地域の活性化等に資する有意義な活動を含め、出資法人の目的に沿った多様な活動を自主的かつ効果的に展開できる経営の実現を目指す。

(3) 透明性の確保

出資法人は、県組織の外部にあって業務の執行について高い柔軟性を有する反面、その活動内容等については、県民から見えにくい状況にあることから、財務状況だけでなく、組織や活動の成果なども含め、実態を県民が容易に把握できるよう、透明性の更なる向上を目指す。

2 県の関与のあり方

(1) 役割と責任の明確化

出資法人は、県から独立した事業主体として自らの責任で事業を遂行する法人であり、その経営責任はもとより経営者に帰するものであるが、県の施策目的を達成するため出資法人の実施している事業について県が一定の関与を行っている場合は、県と出資法人における責任の所在が不明確になりやすいことから、県は、人的、財政的関与の縮小を図るとともに、あらかじめ出資法人との役割分担とそれぞれの責任を明確にする。

また、県と出資法人の関わりを大きく変える場合においては、多様な意見を踏まえることやより早い段階での情報提供など、県として丁寧なプロセスを踏み説明責任を果たすことが重要である。

(2) 適切かつ効果的な連携協力関係の構築

県は、出資法人の自主性や主体性を尊重しつつ、出資法人が地域の活性化等に資する有意義な活動を展開し、効果的に出資法人の目的が達成できるよう、出資法人との連携、協力を図る。

(3) 経営状況の的確な把握

県は、出資者として出資法人が抱える課題や県の財政的リスクに対して迅速に対処する必要があるため、監査、報告徴収その他の手段によりその経営状況を適時的確に把握、評価するとともに、県民にもその状況をわかりやすく伝える。

Ⅲ 出資法人の経営改善等の推進

出資法人が公共的活動の担い手としてその役割を發揮していくためには、健全な財務状況を確保しつつ、より効果的かつ効率的な活動が展開できるよう出資法人の経営改善や自立性の拡大、透明性の向上等の不断の改革を推進することが必要である。

また、主として県に財政的リスクのある出資法人において、出資法人の経営が著しく悪化した場合、県の財政に影響を及ぼすことも懸念されることから、出資法人の効率化や経営健全化等

り組むことが必要である。

このため、県は、出資法人の自主性を尊重しつつ、出資者として次の事項について、出資法人への要請も含めて取り組む。

1 自主的・自立的経営の推進

(1) 組織体制

① 出資法人が県から独立した経営機能を発揮するためには、県の人的関与を可能な限り縮小する必要があることから、出資法人の代表者への知事および副知事の就任については、事業を円滑に推進していくためやむを得ない場合を除き、原則として廃止する方向で引き続き見直す。例外的に廃止しない場合においては、知事および副知事が代表者の職責を果たしうるのか、十分に検討を行うものとする。

また、県職員の出資法人への派遣については、出資法人の要請に基づき必要最小限の範囲にとどめることとするほか、県退職職員の役職員への就任についても、出資法人の要請に基づくことを基本とするとともに、その透明性の確保に努める。

さらに、外部から専門性や経験に優れた人材を出資法人の役職員に積極的に登用する取組も促す。

② 出資法人の経営状況等の正確な把握を行うためには、財務諸表の適正性の確保が前提となることから、出資法人による財務諸表の作成等に当たり、公認会計士その他の企業会計等に通じた者による監査、確認、指導または助言を受けることとなるよう取り組む。

(2) 財政基盤の強化等

① 出資法人の自主性を高めるためには財政の自立性を高めることが必要不可欠であり、出資法人の継続的な活動を確保する観点からも、県の補助金や受託事業による財政的関与に過度に依存しない財務体質を確立することが極めて重要である。

また、出資法人は県から独立した事業主体であり、その経営は原則として自助努力により行われるべきであることから、県がやむを得ず補助金等による財政支援を行う場合であっても、その対象は、性質上当該出資法人の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、および当該出資法人が能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難と認められる経費に、限られるものと考えられる。

このため、公益法人制度改革による税制優遇措置を活用した民間資金の導入や事業収入の確保等を積極的に推進し、補助金等による県の財政的関与を縮小していくとともに、基本財産等法人経営の基礎となる財産についても民間資金の積極的な導入により財政基盤の強化が図られるよう取り組む。

② 出資法人の債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。以下同じ。）は、これを行わないことを原則とする。ただし、他の方策による公的支援では対応困難であるなど、真に必要やむを得ず行う場合には、損失補償契約の内容、損失補償を行う特別の理由、対象債務の返済の見通し、損失補償を行っている債務を県が負うことになった場合の影響等を、議会・県民等に明らかにするものとする。

- ③ 出資法人に対する短期貸付け（同一年度に貸付けと返済の双方が行われる貸付けをいう。）を反復継続して実施している場合には、当該出資法人が県からの借入れの縮小に取り組むことを基本として、早期に改善するよう努めるものとする。
- ④ 5に規定する県が積極的な関与を図る出資法人のうち、県が公的支援を行うものについて財政的・人的支援を継続する場合には、支援を漫然と継続することや、支援の規模が安易に拡大することがないように、県の支援の上限や期限、支援を再検討する要件等の取決めについて検討を行う。

2 経営見通しと目標を明らかにした経営計画の策定

出資法人が健全な経営を確保し、自らの目的に沿ってその活動を効果的に展開するとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、将来的なあり方も含め、中長期的な視点をもって経営に当たることが極めて重要である。

このため、出資法人において経営全般にわたる中長期的な目標とそのための取組を明らかにした3年から5年程度の計画を策定するとともに、それをもとに、毎年度、具体的な年度目標を定めて効果的な経営が行われるよう取り組む。

3 経営評価の実施

出資法人が健全な経営を確保しつつより効果的な事業展開を行うとともに、主として県に財政的リスクのある法人において、県の施策目的を効果的に推進する観点に留意しつつ、経営が著しく悪化した場合における県財政への影響を回避するためには、経営の状況や活動の成果を適切に把握、評価し、次の取組に活かしていくマネジメントサイクルを確立することが極めて重要である。

このため、中長期的な計画や毎年度の目標をもとに、出資法人自らが経営状況や活動状況等について点検評価し、達成度や課題等を明らかにして改善につなげるため、経営評価を実施するよう取り組む。

また、県としても、出資法人の経営状況や活動の実態、点検評価の結果などを適切に把握し、その内容について経営評価において出資者として評価し、必要な対応を行う。

4 情報公開および文書管理の推進

県が関与している出資法人については、財政健全化法の施行などを背景として県民の関心も高まっていることから、出資法人の活動状況や財務状況のほか、経営評価なども含め、出資法人自らがインターネットなど様々な媒体を用いて積極的に情報を提供するよう取り組む。

さらに、適正な文書の作成、保存等は、情報公開制度の目的を全うし、また、公平、公正、効率的な事務の執行を行う上でも欠くことができないものであることから、適切な文書管理に取り組む。

また、県としても、出資法人に関与している立場から、その状況を総括的に県民に分かりやすく情報提供する。

5 県が積極的な関与を図る出資法人

次に該当する出資法人については、県民ニーズに即して必要な行政サービスを効果的、効率的に提供する観点および県財政への影響を回避する観点から、出資法人が役割の見直しやその検討、または財務の健全性確保に向けて取り組むよう、県は、出資法人の特性を踏まえながら、積極的な関与を図る。

- (1) 現在の社会や県民のニーズに十分適合しないもの
- (2) 出資法人以外の者により適切に代替されうるもの
- (3) 公共性または公益性に乏しいもの、これらが著しく低下したもののその他の県が支援を行う政策的必要性の低いもの
- (4) 他の事業手法と比べて費用対効果に乏しいもの
- (5) 債務超過であるもの
- (6) 県が債務に関する損失補償（道路公社および土地開発公社に対する債務保証を含む。）を行っているもの
- (7) 県が短期貸付けを行っているもの
- (8) 県が長期貸付けを行っているもの

1 びわ湖放送株式会社【担当部課名：知事公室広報課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、平成 24 年度(2012 年度)以降、10 年連続で単年度黒字を達成しているが、地デジ化の際に導入した放送設備の更新に当たり、番組の内製化や人件費の圧縮といった経営改善努力を行ってもなお資金調達が困難であったことから、同法人の果たしている公共的な役割に鑑み、不足する 8 億円のうち県が 4 億円を上限に増資に応じ、市町や民間事業者とともに支援することとした。国としても、放送ネットワークインフラにかかるコスト負担を軽減し、コンテンツ制作に注力できる環境を整備していくことを課題として認識し、負担軽減策を検討しているところであり、こうした国の動き等を注視しつつ、テレビ業界を取り巻く環境が変化していく中で、県政情報や地域情報、防災情報が提供される仕組みが将来にわたって確保されるよう対応していく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和 4 年度) (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	目標
1 県・市町・民間事業者による支援スキームを実現し、放送継続に必要な設備の更新を確実に実施する。【出資法人】						○支援スキーム実現に必要な資本金・資本準備金の増強 令和 5 年度(2023 年度)までに 8 億円 ○「デジタル時代に対応したびわ湖放送(株)の在り方検討会議」での検討 令和 12 年度(2030 年度)頃を目途に方向性を検討
2 中期経営計画に基づき、収益力の強化を着実に進める。【出資法人】						
3 国の動向やテレビ業界を取り巻く環境の変化に対応するための検討会議を設置し、インターネット放送等といった業態の変革や合併等の可能性も含め、将来の在り方を検討する。【県、出資法人】						
4 筆頭株主としてびわ湖放送(株)の経営状況等について定期的に確認するとともに、その発信力、速達性、信頼性等を踏まえ、滋賀県広報戦略に基づき、広く県民に情報を伝えるための主要な媒体として、CM や番組の制作・放送等、同社を積極的に活用していく。【県】						
備考						

2 滋賀県土地開発公社【担当部課名：総合企画部企画調整課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	平成 26 年(2014 年) 3 月に県が策定した「滋賀県土地開発公社のあり方に関する方針」に基づき、現事業の全てが終了する令和 5 年度(2023 年度)末を 目途として、公社の専門性・機動性・交渉ノウハウの需要や今後の事業量の見通しを踏まえた役割の検証を進めた。 その結果、地価の下落等により、公社本来の役割である公有地の先行取得の必要性が低下しており、所期の役割を果たしたものと考えられることや、今後安定的に事業を受託できる見込みが立たないことで公社としての収益確保が難しくなっていくと見込まれることから、関係部局と協議・検討の上、将来的な経営上のリスクを回避するために、令和 6 年度(2024 年度)末を目途として公社を解散することとした。 今後は、令和 4 年度(2022 年度)末に策定した「公社解散実施計画」に基づき、解散のための法定手続きや解散後に県に帰属する財産の整理、清算手続き等を公社と協力しつつ着実に進める。					
具体的な取組内容	(令和 4 年度) (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	目 標
1 公社解散の詳細を定める解散実施計画を策定し、令和 6 年度(2024 年度)末を目途とする解散を目指して、法定手続き、計画に基づく解散事務、清算手続き等について着実に取り組む。 【県・出資法人】	解散実施計画 策定	実施計画に基づく 解散事務	清算手続き			○土地開発公社の解散 令和 6 年度(2024 年度)末 ○清算手続き・清算結了 令和 7 年度(2025 年度)末
備考	「県による債務保証がある」、「県からの短期貸付けがある」※令和 5 年(2023 年) 3 月時点					

3 公益財団法人滋賀県国際協会【担当部署名：総合企画部国際課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、中間支援組織の柔軟性や専門性を生かし、国際交流や国際協力、多文化共生の地域づくりに関する様々な事業に取り組んできたところである。今後、更なる社会のグローバル化の進展に伴い、国際感覚に優れた人材の育成や、平成30年(2018年)末の出入国管理法改正に伴う外国人労働者の増加を鑑み、外国人県民等を含む全ての人々が最大限に能力を発揮できるよう多文化共生の推進等の事業に引き続き取り組んでいく。また、コロナ禍により収益事業においては厳しい状況にあるが、引き続き財源確保に努め、法人の自立性を高める。					
具体的な取組内容	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 第3期および第4期中期計画に基づく事業の進捗管理を行うことにより、計画的な事業の推進に取り組む。【出資法人】		第3期中期計画による進捗管理		第4期中期計画による進捗管理		○令和7年度(2025年度)までに第4期中期計画の策定 ○多文化共生総合相談ワンストップセンター運営 相談件数 令和3年度(2021年度) 2,205件 →令和8年度(2026年度) 2,425件
2 外国人材の円滑な受入れならびに外国人との共生社会の実現に向けた環境整備に取り組む。【出資法人・県】		外国人相談員の資質向上				○災害時外国人サポーター数 令和3年度(2021年度) 128人 →令和8年度(2026年度) 153人
3 県域における災害時外国人支援の役割整理について、県と国際協会の協定に基づき、市町との連携等、災害時の外国人対応の体制を整備する。【出資法人・県】	方策検討	市町との協議、市町との災害訓練の実施				○自主財源比率 令和8年度(2026年度) 6.5%以上
4 事業の質を確保しつつ、経費を節減し、パスポート写真撮影事業等の収益事業による自主財源の確保に努める。【出資法人・県】	方策検討	経費の節減・自主財源の確保				
備考						

4 公益財団法人淡海文化振興財団【担当部課名：総合企画部県民活動生活課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当財団は、協働の主体となる NPO や市民活動団体の人材育成、活動助成等の直接的な支援を行うことで、県とともに多様な主体による協働を推進する重要な役割を担っている。今後も、協働を担うことの出来る NPO 等を育成するためには、長年にわたり蓄積してきた支援の実績、経験を有する財団の存在は不可欠である。これまでも業務執行体制の見直し等経費の節減を図っているものの、財団の収入の大半を県からの補助が占めている状態であり、遺贈寄附の受け入れなど独自財源の獲得により、自立性の拡大を図る。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 市民活動の成果と価値を可視化、検証し、活動の改善や資金提供者への説明責任につなげる「社会的インパクト評価」等の事業評価について、団体を適切に支援できるよう財団職員の資質の向上を図り、NPO 等への同評価の普及に取り組む。【出資法人】	NPO 等への事業評価の普及					○事業評価について伴走支援する団体数 令和4年度(2022年度) 1 団体 →令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度) 1 団体×5年
2 ・財団事業の成果の明確化などで、財団および財団事業への理解を得ることにより、賛助会員数の増加を図る。【出資法人】 ・「未来ファンドおうみ」の安定した運営を目指し、企業訪問の一層の強化や遺贈寄附への取組などにより、財源確保の為の寄附増強を図る。【出資法人】	賛助会員の募集・拡大 未来ファンドおうみへの寄附の確保					○賛助会員数 令和4年度(2022年度) 105 先(人・団体)(見込) →令和8年度(2026年度) 150 先(人・団体) ○寄附 令和4年度(2022年度) 2,000 千円(見込) →令和8年度(2026年度) 2,500 千円 令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度) 11,300 千円
3 「おうみ未来塾」について、あり方検討の結果を踏まえ、令和5年度(2023年度)からは、卒業生アドバイザーを中心とした新しい運営体制で、卒業生のネットワークづくりやフィールド開拓を進めながら、新しい「おうみ未来塾」を目指し、より一層地域で活躍する人材育成を行う。【出資法人】	新アドバイザー体制の確立 第17期入塾以降の運営 卒業生のフォローアップ 卒業生のネットワークづくり					○地域で活躍する「おうみ未来塾」卒業生の割合 令和4年度(2022年度) 56%(直近3期・見込) →令和8年度(2026年度) 65%(直近3期)
4 令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間で計画期間とする財団の次期中期経営計画を令和6年度(2024年度)中に策定する。【出資法人】	現期中期経営計画の遂行 現況把握・計画策定 新期中期経営計画の推進					※上記の目標は、令和元年度(2019年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
備考						

5 公益財団法人びわ湖芸術文化財団【担当部課名：文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	(公財) びわ湖芸術文化財団には、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールと滋賀県立文化産業交流会館の南北2施設を文化芸術振興の拠点施設として、その効率的・効果的な運営を図りながら、これまで財団が培ってきたノウハウやネットワーク等を活かして、2施設の有機的な連携により事業を展開するとともに、多様な主体と連携・協働し、滋賀県の文化の創造と振興、さらには、文化芸術を通じて本県の活性化に寄与していくことが求められている。 引き続き、効率的・効果的な事業の実施に努めるとともに、さらに評価を高め、より一層の自主財源の確保に取り組むことにより、法人の自立性を高めていく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 中期経営計画（令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度)）に基づき、利用料金収入の増収、助成金、寄附金および協賛金の獲得、特別会員等の加入促進の取組などにより自主財源率の向上に努める。【出資法人】	中期経営計画に基づく取組の実施 				次期中期経営計画に基づく取組の実施	○自主財源比率（令和7年度(2025年度)） びわ湖ホール 38%以上 文化産業交流会館 26%以上 ○ホール稼働率（令和7年度(2025年度)） びわ湖ホール 80%以上 文化産業交流会館 60%以上
2 ホール稼働率や有料公演入場率の向上に努める。【出資法人】	自主事業の充実・貸館利用の増加を図る取組 				次期中期経営計画に基づく取組の実施	○有料公演入場率（令和7年度(2025年度)） びわ湖ホール 80%以上 文化産業交流会館 70%以上
3 多彩なジャンルの自主事業を実施し、集客に努めるとともに、高い満足度を維持する。【出資法人】	公演内容の充実・効果的な広報・情報発信 				次期中期経営計画に基づく取組の実施	○自主事業公演アンケートにおける満足度（令和7年度(2025年度)） びわ湖ホール 96%以上 文化産業交流会館 95%以上
4 他団体等との協働・連携により、それぞれのノウハウを活かした効果的な事業展開を図る。【出資法人】	関係団体・市町ホール等との連携事業の推進 				次期中期経営計画に基づく取組の実施	○協働した団体数（令和7年度(2025年度)） 270団体以上 ※上記の目標は、令和2年度(2020年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
備考						

6 公益財団法人滋賀県希望が丘文化公園【担当部課名：文化スポーツ部文化芸術振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	現在、「希望が丘文化公園」のみを管理運営する法人となっている（現在の指定管理期間：令和元年度～令和6年度(2019年度～2024年度)）。また、ブローパー職員の減少および高齢化が進んでおり、公園の活性化方針の検討と併せて、財団のあり方等の検討を行う。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 公園全体の魅力向上を図るために、活性化の検討を行う。【県】	活性化方針策定のための検討	活性化方針策定	活性化方針に基づく取組			○あり方等の検討 : 令和6年度(2024年度)末 ○来園者数(令和6年度(2024年度)) : 93万人
2 公園の活性化を見据えた財団のあり方等について検討を行う。【県・出資法人】	あり方等検討		検討結果を踏まえた対応			
3 新規事業の実施等により、来園者数を拡大し収益の増加を図る。【出資法人】	来園者数拡大に向けた取組の実施					
備考						


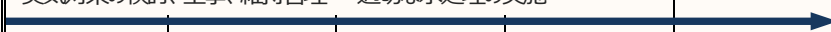







7 公益財団法人滋賀県文化財保護協会【担当部課名：文化スポーツ部文化財保護課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、文化財保護の推進のため、特に県が調査主体である国や県の実施する公共事業に関連する発掘調査業務を中心にその役割を果たしてきたところであるが、市町が実施する発掘調査等への支援のほか、市町等と連携して文化財を活用した地域振興に寄与できる事業等の展開にも努めている。引き続き、文化財を通じた地域への社会貢献を進めるなど、法人の自立性向上を図り、財政基盤の安定に努める。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
<p>1 公共事業に関わる埋蔵文化財の発掘調査を効率的に進め、引き続き財政基盤の安定に努める。また、市町が実施する発掘調査等を受託することで、発掘調査事業量を維持し財政基盤の安定に努める。【出資法人】</p> <p>開発事業計画を早期に把握し、中長期的な発掘調査事業量の見通しについて、法人と情報共有し、市町支援を含む発掘調査の円滑な実施に努める。【県】</p>		計画的・効率的な発掘調査事業の実施				<p>○発掘調査年間受託契約額 毎年度 455百万円(税抜)</p> <p>○文化財の保存修理等事業 および文化財活用事業に対する資金貸付件数 毎年度 4件</p>
<p>2 県内で実施される文化財の保存修理等事業および活用事業に対する資金貸付事業を実施し、文化財を通じた地域への社会貢献を進める。【出資法人】</p>		貸付事業の活用に向けた市町等への広報				
備考						

8 公益財団法人滋賀県スポーツ協会【担当部課名：文化スポーツ部スポーツ課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、県内のスポーツ関係団体を統括し本県のスポーツを総合的に推進する役割を果たしてきており、今後も、より一層県民のスポーツ推進に取り組むとともに、財政基盤の確立のため、賛助会員数の増加等に取り組むことにより、県の財政的関与の縮小やサービス向上を目指す。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 「第5次中期経営計画」に基づき、滋賀国スポ・障スポの成功と創立100周年に向けた事業を推進する。また、令和7年度(2025年度)には、第3期滋賀県スポーツ推進計画に基づく事業推進等を骨子とした「第6次中期経営計画」を策定し、2025年滋賀国スポ・障スポ大会のレガシーを県民の健康につなげるための事業を推進する。【出資法人】	第5次中期経営計画に基づき、関係団体や関係機関との連携に努め、県と緊密な協力体制のもと各種スポーツ振興事業を実施 第5次計画の評価と第6次計画の策定		第6次中期経営計画に基づく各種事業の実施			○計画的な人材育成と採用を実施し、組織力を高める取り組みの実施 ○指定管理施設事業参加者数 令和4年度(2022年度)から毎年6%増 ○指定管理施設利用者数 令和4年度(2022年度)から毎年10%増
2 指定管理施設での利用促進、賛助会員の拡大等により、自主財源を拡充する。【出資法人】	指定管理施設での利用者・事業参加者の拡大		賛助会員・協賛企業の拡大			○賛助会員数 令和4年度(2022年度)230会員 →令和8年度(2026年度)250会員
3 誰もが安心、快適に利用でき、県民から信頼される施設運営に努め、研修会や講習会を利用して職員の資質向上を図り、施設利用者の拡大を図る。【出資法人】	共生社会の実現に向け、人権研修や障害者スポーツ指導員研修など様々な研修会等への職員の積極的参加					○施設の安心・安全な管理運営のため、上級体育施設管理士もしくは障害者スポーツ指導員の資格取得者 毎年度1名以上 令和4年度(2022年度)16名 →令和8年度(2026年度)20名
4 新電力会社等の接続供給を継続し、維持管理経費の削減に努める。県のCO ₂ ネットゼロの取り組みにより、LED照明導入に向けた調査・検討を行う。【県・出資法人】	新電力会社等の接続供給の継続とLED照明の検証による新たな施設への導入調査・検討の実施					○維持管理経費の削減
5 滋賀県競技力向上対策本部の中核として、競技力向上推進計画に基づき事業を実施するとともに、国スポ開催後の競技力向上を継続して推進する。【県・出資法人】	県と法人が共同で選手強化事業や次世代アスリート発掘事業を推進するとともに、成年選手の確保・強化・育成を図る。			競技力向上計画の推進		○国民体育大会(国民スポーツ大会)男女総合成績躍進期 (令和4・5年(2022・2023年)10位以内 令和6年(2024年)3位以内) 2025年 滋賀国スポ 天皇杯獲得 継続期 (令和8年(2026年)15位以内)
備考						

9 公益財団法人滋賀県環境事業公社【担当部課名：琵琶湖環境部循環社会推進課】

<p>基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)</p>	<p>当法人は、平成 20 年度(2008 年度)のグリーンセンター滋賀開業当初から債務超過が続いていたが、経営改善に努めた結果、平成 27 年度(2015 年度)に解消した。その後策定した中期経営計画に沿って、安定的な施設運営と適正な埋立管理を行い、法人の経営の安定化に向けた改善に取り組んでいる。令和 5 年(2023 年)10 月の受入期間終了を見据えた廃棄物の受入量の確保、埋立容量の適正な管理、処分料金収入の確保を行うとともに、受入期間終了後も長期にわたって環境保全対策や施設運営を行う必要があることから、センターの効率的な運営や組織体制等について県と公社で十分に検討する。</p>					
<p>具体的な取組内容</p>	<p>(令和 4 年度) (2022 年度)</p>	<p>令和 5 年度 (2023 年度)</p>	<p>令和 6 年度 (2024 年度)</p>	<p>令和 7 年度 (2025 年度)</p>	<p>令和 8 年度 (2026 年度)</p>	<p>目標</p>
<p>1 埋立容量の適正管理に取り組む。【出資法人】</p>	<p>搬入量の確保・適正な埋立</p> 					<p>○各経営指標の達成 令和 4 年度(2022 年度) 経常収支 黒字 自己資本率 50%以上 県への財政依存度 前年度より減少</p>
<p>2 地元住民が安全・安心に暮らせる環境保全対策を行う。【出資法人】</p>	<p>臭気対策の検討、工事、維持管理・適切な水処理の実施</p> 					<p>※上記の目標は、令和 3 年度(2021 年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。</p>
<p>3 借地の返還に向けて取り組む。【出資法人】</p>	<p>樹種、植樹方法の検討</p> 	<p>廃棄物受入に関連する施設の撤去</p>  <p>植樹および状況の管理</p> 			<p>管理棟等の撤去</p> 	<p>○廃棄物の搬入量、適正な質の確保 令和 5 年度(2023 年度)</p> <p>○安全・安心な環境保全対策の実施 令和 8 年度(2026 年度)</p>
<p>4 受入期間終了後のグリーンセンター滋賀の効率的な運営について検討等を行う。【出資法人】</p>	<p>施設維持管理方法の検討、実施・組織体制の検討</p>  <p>維持管理積立金の確保</p> 					<p>○借地の返還に向けた取組の推進 令和 8 年度(2026 年度)</p> <p>○受入終了後の適切な維持管理の実施 令和 8 年度(2023 年度)</p> <p>○維持管理積立金の確保 19.4 億円 令和 5 年度(2023 年度)</p>
<p>5 「グリーンセンター滋賀の管理運営に係る基本方針」(令和 3 年(2021 年)10 月策定)に基づき、管理運営面および資金面の支援を継続する。【県】</p>	<p>基本方針に基づく公社への支援</p> 					<p>○県としては、受入期間終了に伴う、埋立処分場地の返還を見据え、大切な資産を最後まで有効活用し、住民の安心のもと維持管理を進めるよう、管理運営面および資金面の支援を行う。</p>
<p>備考</p>	<p>「法人の代表者に知事が就任している」 ※令和 5 年(2023 年)3 月時点</p>					

10 一般社団法人滋賀県造林公社【担当部課名：琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、経営理念「琵琶湖と淀川を守りつつ地域の木材生産の核となる公社林づくり」を基に、公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立を目指して分収造林事業を実施している。引き続き、公益的機能の持続的発揮に配慮した伐採および分収造林契約の変更等を推進し経営改善に努める。また、社会経済情勢および公社の経営・財務状況ならびに CO ₂ の吸収・固定化など森林に求められる社会的ニーズを見据えながら、次期中期経営改善計画期間における公社が果たすべき役割や取組方針等について検討する。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 水源かん養機能等の公益的機能の持続的発揮に配慮した伐採を行いつつ、木材の安定供給および伐採収益の確保を図る。【出資法人】		公益的機能の持続的発揮と伐採収益の確保の両立				○木材生産量(分収造林事業) 令和4年度(2022年度) 6,600 m ³ /年 →令和7年度(2025年度) 9,100 m ³ /年
2 分収造林契約の変更について、引き続き粘り強く取り組み、伐採計画への影響を最小限にとどめる。【出資法人】			契約更改の実施			○伐採収益(分収造林事業) 令和4年度(2022年度) 17百万円/年 →令和7年度(2025年度) 31百万円/年 ○分収造林契約における分収割合の変更 令和4年度から令和7年度(2022年度から2025年度)まで、毎年度150ha実施
3 次期(第4期)中期経営改善計画を策定する。【出資法人】				次期中期経営改善計画の策定	次期中期経営改善計画に基づく取組の実施	○次期(第4期)中期経営改善計画の策定 令和7年度(2025年度)策定
4 社会経済情勢や公社の経営状況等を踏まえながら、今後の公社の役割や取組方針等について検討し、次期中期経営改善計画の策定に向けた指導・助言を行う。【県】		公社造林のあり方の検討		検討結果に基づく指導・助言		※上記の目標は、令和2年度(2020年度)に策定された当法人の中期経営改善計画に基づく。 ○公社造林のあり方の検討 令和6年度(2024年度)公社造林のあり方の検討、取りまとめ
備考	「県からの長期貸付けがある」、「法人の代表者に知事が就任している」 ※令和5年(2023年)3月時点					

11 公益財団法人滋賀県緑化推進会【担当部課名：琵琶湖環境部森林政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、出捐金以外には県からの財政的・人的支援を受けることなく健全に運営している。引き続き、「1 自主・自立性のある経営を維持・継続」、「2 県を主とした行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施」、「3 公益財団法人として透明性の高い経営の推進」の方針に基づき運営を行う。					
具体的な取組内容	(令和4年度 (2022年度))	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 自主・自立性のある経営を維持・継続するために、緑の少年団等との協働による募金など、積極的な普及・啓発活動により県民、企業、団体等の緑化意識を高め、緑の募金の額を拡大する。【出資法人】	普及・啓発活動等の実施	普及・啓発活動等による緑化意識の向上と募金額の拡大				○緑の募金額 令和3年度(2021年度) 67,394千円(実績) → 毎年度 60,000千円
2 行政と相互補完または相乗効果を図る一体的な事業実施を行うために、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施する。【出資法人】	森・緑づくり等への活動支援	市町緑化担当に働きかけを行い、森・緑づくり等への活動支援を着実に実施				○森・緑づくり活動への支援数 令和3年度(2021年度) 94箇所(実績) → 毎年度 年75箇所
3 公益財団法人として透明性の高い経営を行うため、情報公開の一層の推進を図る。【出資法人】	情報公開の推進	事業の実施状況や業務・財務等にかかる情報公開の一層の推進を図る				○ホームページ更新回数 令和3年度(2021年度) 月2.2回(実績) → 毎年度 月2回
4 次期中期経営計画を策定する。【出資法人】		次期中期経営計画の策定				※上記の目標は、平成30年度(2018年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
備考						

12 公益財団法人糸賀一雄記念財団【担当部課名：健康医療福祉部障害福祉課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県の「廃止」という方針に対し、存続を求める多くの声を受けて、平成 23 年度(2011 年度)に財団が「財団のあり方についての報告」を作成、自主的・主体的な運営をめざすこととなり、県としてもこの方針を尊重し、継続して支援を行っている。財団の第二次中期経営計画（令和 3 年度～令和 7 年度(2021 年度～2025 年度)、5 年間）で定める普及啓発事業の充実、表彰事業の推進、発信力の強化、共生社会実現のための取組などにより自立した運営ができるよう、県として必要な指導・助言、支援をしていく。					
具体的な取組内容	(令和 4 年度 (2022 年度))	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	目標
1 普及啓発の推進【出資法人】 ブックレットをはじめとする糸賀思想を普及啓発する資料や研修プログラムを活用した研修の実施を働きかける。	ブックレットや研修プログラム等を活用した啓発・P R 研修カリキュラムや啓発資料の検討				次期経営計画に基づく取組の実施	(令和 7 年度(2025 年度)末の目標) ○糸賀一雄記念未来賞応募数 20 件 ○高校生・大学生の研修受講者数 累計 180 人
2 表彰事業の推進【出資法人】 糸賀一雄記念賞・記念未来賞の授与にふさわしい応募者の拡大に取り組む。	ホームページ等による P R の推進 応募範囲や選考のあり方など社会情勢に合わせた見直し検討				次期経営計画に基づく取組の実施	○共生社会フォーラムの新規開催地数 累計 40 都道府県 ○共生社会フォーラムの新規共催団体数 累計 150 団体
3 発信力の強化【出資法人】 長寿社会福祉センター内の常設展示の充実、糸賀思想に共感する団体等との連携強化、財団ホームページ等の充実を図る。	関係団体等との連携による展示内容の充実 県内外の団体等との連携強化による糸賀思想の発信 財団ホームページの充実や広報誌発行回数増の検討				次期経営計画に基づく取組の実施	○「福祉支援語り部」養成者数 累計 1,000 人 ○個人の賛助会員数 185 人 ○企業等福祉分野以外団体の賛助会員数 40 団体
4 共生社会実現のための取組の推進【出資法人】 糸賀思想を次代につなぐ人づくりに向けた研修事業に取り組み、共生社会の実現に向けてあらゆる分野との共感と連携を深める。	共生社会フォーラム研修事業等の実施 糸賀思想をあらゆる分野の方に共感・浸透させる方策の検討				次期経営計画に基づく取組の実施	○県の出資比率 33.3%
5 自主財源の確保と持続的な経営の確立【出資法人】 賛助会員や寄附等の拡大に努め、財政基盤を強化し、県の出資比率を引き下げる。	ブックレット活用や研修事業を通じた賛助会員、寄附の募集				次期経営計画に基づく取組の実施	※上記の目標は、令和 2 年度(2020 年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
備考	次期経営計画の策定					






13 一般財団法人滋賀県動物保護管理協会【担当部課名：健康医療福祉部生活衛生課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	県の動物管理行政を円滑に推進するため、昭和59年(1984年)に県、7市、43町村および社団法人滋賀県獣医師会が設立した協会という性質上、自立性の発揮は容易ではないが、社会的に注目されている動物愛護業務および県民の安全へ直結する管理業務を適正に実施しつつ、災害時のペット同行避難啓発等の事業の充実を図るとともに自主財源確保の取組を継続する。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 協会事業の周知および確実な実施により、賛助会員および寄附金の募集・拡大を図る。【出資法人】		協会事業の周知				○賛助会費および寄附金 平成30年度～令和3年度(2018年度～2021年度) 780万円(総額) →令和5年度～令和8年度(2023年度～2026年度) 840万円(総額)
2 災害時に飼養者とペットを守る同行避難について、啓発内容を充実させ、重点的に啓発を行う。【出資法人】	同行避難への取組状況の把握	講習等啓発内容の検討・見直し				○飼い方講習会、ペット防災対策講習会、パネル展示等開催数 令和3年度(2021年度) 98回(実績) →令和8年度(2026年度) 110回
3 犬・猫の適正飼養、飼育マナー向上および終生飼養について、オンライン講習などのコンテンツを充実させ、SNS等を通じた発信拡大により、広く啓発を行う。【出資法人】	ホームページの充実、動画・SNS等での情報発信	講習会、パネル展等開催増加				○ホームページアクセス数 平成30年度～令和3年度(2018年度～2021年度) 52,453件(平均) →令和8年度(2026年度) 70,000件 ※上記の目標は、令和4年度(2022年度)に策定された当法人の中期経営計画に基づく。
備考						



14 公益財団法人滋賀県産業支援プラザ【担当部署名：商工観光労働部商工政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、中小企業支援法に基づく県中小企業支援センターとして指定されており、滋賀県産業振興ビジョン 2030 や滋賀県中小企業活性化の推進に関する条例等に基づき、地域の中核的支援機関として必要な施策を実施する役割を果たしている。今後とも、めまぐるしく変化する経済・社会環境に対応できるよう、デジタルトランスフォーメーションの推進や CO ₂ ネットゼロに向けた取組、創業・新事業の創出等、県内中小企業等に対して継続的な支援を行っていく。また、自立した運営を行っていくため、外部資金等の積極的な獲得に努める。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 第四期中期経営計画（令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)）の目標を達成するとともに、経済情勢やニーズの変化に即した第五期中期経営計画を策定する。【出資法人】						○第四期中期経営計画における目標の達成 支援により満足した企業割合 95% 支援により売上増加した企業割合 20% 支援により雇用創出した企業割合 30% 支援により事業化達成した割合 50% ※令和7年度(2025年度)以降は第五期中期経営計画による
2 産学官金とのネットワークを構築し、情報の共有化・連携を図ることで効率的・効果的な支援に努める。【出資法人】						○行政機関や産業支援機関、金融機関、大学、大企業等様々な機関が参加するネットワークを活用し、県内中小企業の起業・創業や新事業創出、競争力強化を支援
3 積極的に国等の外部資金や補助金、受託金等を獲得するなどにより、県から自立した運営に努める。【出資法人・県】						○プロジェクト応募件数 年間8件（第四期中期経営計画） ※令和7年度(2025年度)以降は第五期中期経営計画による ○よろず支援拠点 相談件数 6,900件 ※令和5年度(2023年度)以降は年度毎のよろず支援拠点実施計画書による
備考						

15 公益財団法人滋賀県陶芸の森【担当部課名：商工観光労働部モノづくり振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、陶器産業の振興と陶芸文化の向上について非常に大きな役割を果たし、より魅力的な事業展開のため助成金の活用や支出の見直しなどに取り組んできたところである。イベント等の開催もあり一定入園者数は確保できているものの、依然収益確保は厳しい状態にある。引き続き安定的に事業活動を行うため、年間の入園者数を一定以上に維持するとともに、観覧者数の増加や管理費の抑制など収益増となる経営改善に向けて取り組んでいく。また施設も30年以上経過しており、今後の施設や財団のあり方についても検討会議を行う。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 陶芸の森について、既に設立から30年以上経過しており、施設や財団の今後のあり方について検討会議を開き検討を行う。【県、出資法人】		あり方検討会議の開催 				○あり方検討会議の開催 令和5年度から令和6年度(2023年度～2024年度)の2カ年にかけて行う。
2 魅力ある展覧会の開催や各種イベントの誘致、子どもたちの作陶体験事業、適切な公園の維持管理等を実施し、陶芸の森全体の来園者数の拡大を図る【出資法人】		魅力ある展覧会や陶器即売会、イベントや子ども・親子向け作陶体験事業の開催等 				○陶芸の森の年間来園者数の増加 令和2年度～令和3年度(2020年度～2021年度)平均約346,000人 →令和7年度(2025年度): 350,000人以上 ※令和3年度(2021年度)に県と当法人で締結した基本協定内の管理運営目標、当法人が策定した第4期中期経営計画に基づく。 ※令和8年度(2026年度)以降の目標は、次期中期経営計画において定める。
3 令和8年度(2026年度)に向けて次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	中期経営計画に基づく取組の実施 		第5期中期経営計画の策定 		第5期中期経営計画に基づく取組の実施 	○次期中期経営計画の策定 令和7年度(2025年度)
備考						

16 パナソニックアソシエイツ滋賀株式会社【担当部課名：商工観光労働部労働雇用政策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	設立以来、出資以外には県から財政的、人的支援を受けることなく運営しており、障害者雇用も概ね維持されていることから、引き続き健全な経営状況を維持しながら、重度障害者を含む障害者の雇用を継続する。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 出資法人における重度障害者を含む障害者の多数雇用を維持する。【出資法人】	重度障害者を含む障害者の雇用 					○重度障害者を含む障害者の多数雇用の維持。 36人(19人) (令和4年(2022年)4月1日現在) ※かつこ内は重度障害者
2 重度障害者雇用モデル事業所として、工場見学や実習を受け入れるとともに、県および関係機関の行う障害者雇用促進のための啓発事業等に積極的に協力する。【出資法人】	見学や実習の受入れ、障害者雇用促進のための啓発活動等の継続 					
備考						

17 公益社団法人びわこビジターズビューロー【担当部課名：商工観光労働部観光振興局】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	観光は、国内外からの誘客により交流人口を拡大させ、地域の活性化の原動力となることが期待されている中、コロナ禍を経て自然志向や健康志向が高まるなど、観光を取り巻く環境は大きく変化しており、今後は新しい時代に合った滋賀ならではの観光「シガリズム」を指向していく必要がある。 (公社)びわこビジターズビューローは、本県唯一の県域 DMO (観光地域づくり法人) であり、本県の観光振興を担う中核的組織として、多様な主体と緊密に連携した効果的な取組による「シガリズム」の推進が求められており、これらの取組を展開する職員の育成や、自主事業の拡充を図るとともに効率的な経営に努める。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 会員の確保 高齢化や後継者問題等で将来的な会員数の減少が予想される中、新たな分野における会員の開拓を進め、会員数の維持・増加に取り組み、会費収入の安定を図る。 【出資法人】		新規会員の勧誘、既存会員の維持				○会員数 令和3年度(2021年度)末比5%増
2 人と組織の充実 計画的かつ実践的な研修を通じて、観光を取り巻く環境や、観光ニーズの変化に対応できる職員の育成と組織の充実を図る。 【出資法人】		計画的な研修の実施、研修内容の随時磨き上げ				○観光経営に関する専門知識を習得できる研修の定期的な開催による、観光地域づくりを牽引できる人材の育成 研修修了者等に対する発展・継続的な研修や自己啓発による能力開発
3 自主財源の拡充 会費収入やアフィリエイト収入、広告収入、売上手数料収入等の収益事業の強化により自主財源の拡充を図る。 【出資法人】		広告収入や売上手数料等の拡充 新規事業の開拓等の自主財源の確保				○会費収入、広告収入、売上手数料収入等の自主財源の増 令和3年度(2021年度)末比5%増
4 中期計画の策定 現行の第3期中期計画「シガリズム宣言!!」を着実に推進するとともに、本県「シガリズム観光振興ビジョン」アクションプランと連携しながら次期中期計画を策定する。 【出資法人】		第3期中期計画の推進 次期中期計画の策定		第4期中期計画の推進		○令和6年度(2024年度)までに第4期中期計画の策定
備考						

18 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金【担当部課名：農政水産部みらいの農業振興課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人は、農林漁業の担い手の確保・育成と担い手への農地集積を目的に、農林漁業への就業対策や農地中間管理事業を実施している。令和4年(2022年)5月の農業経営基盤強化促進法等の法改正に伴い、農地中間管理事業における取扱件数の増加が見込まれるとともに、農地売買等事業に新たに取り組む必要があることから、関係機関に協力を求めるなど効率的に事業を実施する。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 中期経営計画の実践・策定【出資法人】 中期経営計画(令和3年度～令和7年度(2021年度～2025年度))に基づく事業を効率的に実践し、令和7年度(2025年度)に次期計画を策定する。						○効率的な事業実施による経営収支差額のプラス維持 令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度)
2 法改正に伴う農地中間管理事業の対応【県・出資法人】 法改正に伴い農地中間管理事業の取扱件数の増加が予想される中、市町の協力を得て効果的・効率的な業務を実施する。また、農地の出し手・受け手とのマッチング業務が廃止されるに伴い、県農業農村振興事務所等に設置している地域窓口のあり方を検討する。						○令和5年度(2023年度)より農用地利用集積等促進計画の案の作成業務を全市町に要請する。 ○令和5年(2023年)にかけて地域窓口のあり方を検討する。 ○農地売買等事業の円滑な実施
3 農地売買等事業の実践【出資法人】 農地中間管理事業における農地売買等事業に新たに取り組む。実施に当たっては、市町との連携事項・手数料徴収も含めて検討し、効率的な実施につなげる。						○中期経営計画の目標の達成、かつ次期計画の令和7年度(2025年度)末までの策定
4 中期経営計画の評価・指導【県】 現在法人が実施している中期経営計画に対し県として評価を行い、その結果に基づき指導を進める。						
備考						

19 公益財団法人滋賀食肉公社 / 20 株式会社滋賀食肉市場【担当部課名：農政水産部畜産課】

<p>基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)</p>	<p>公益財団法人滋賀食肉公社は、滋賀食肉センターの事業実施主体として施設整備および管理運営等の業務を担い、株式会社滋賀食肉市場は、業務運営主体として、施設を使用して、と畜解体業務、卸売業務等を行っている。 滋賀食肉センターは、本県唯一のと畜場、食肉地方卸売市場として、近江牛をはじめとした県内産肉用牛の流通、生産振興のために必要な施設であり、本県畜産業の振興、安全安心な食肉の安定供給、公衆衛生の向上という公益性を持った役割を果たしている。 設置運営形態等、センター全体のあり方について抜本的な検討をしなければならない時期を迎えているとの認識のもと、現在、センターの抱える課題を踏まえて、「滋賀食肉センターのあり方」についての検討を行っており、今後、関係者との合意形成および見直しを行っていく。</p>					
<p>具体的な取組内容</p>	<p>(令和4年度 (2022年度))</p>	<p>令和5年度 (2023年度)</p>	<p>令和6年度 (2024年度)</p>	<p>令和7年度 (2025年度)</p>	<p>令和8年度 (2026年度)</p>	<p>目標</p>
<p>1 滋賀食肉センターのあり方検討【県、公社、市場】 滋賀食肉センターの抱える課題を踏まえて、滋賀食肉センターのあり方について検討する。</p>	<p>県としての考え方 とりまとめ</p>	<p>会議体を設置し関係者等と議論、合意形成 合意を踏まえた見直し準備、実施</p>				<p>○滋賀食肉センターのあり方について関係者との合意形成、見直し準備、実施。 ○次期中期経営計画に基づく取組の実施。【公社、市場】</p>
<p>2 次期中期経営計画の策定・取組【県、公社、市場】 各法人において次期中期経営計画に基づく経営改善に取り組む。</p>	<p>各法人において 次期中期経営計画策定</p>	<p>取組の実施 外部有識者による経営評価会議の開催、意見聴取</p>				<p>○累積欠損金の削減を行う。【公社】 (削減額は、次期中期経営計画策定を踏まえて反映予定) ○債務超過額の削減を行う。【市場】 (削減額は、次期中期経営計画策定を踏まえて反映予定) ○損失補償付債務残高の削減を行う。【公社】 令和4年度(2022年度)末 1,538,379千円 →令和8年度(2026年度)末 1,075,989千円 (△462,390千円)</p>
<p>備考</p>	<p>【公社】「県による損失補償がある」、「県からの長期貸付けがある」、「累積欠損金がある」、「法人の代表者に副知事が就任している」 【市場】「県からの短期貸付けがある」、「県からの長期貸付けがある」、「債務超過である」 ※令和5年(2023年)3月時点</p>					

21 一般社団法人滋賀県畜産振興協会【担当部課名：農政水産部畜産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	中期経営計画に基づき、県の畜産振興の中核団体として、生産者の基盤強化や畜産経営の維持・改善など社会情勢に対応した事業を県や関係機関と連携しつつ、より効率的かつ効果的に行う。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 既存事業の見直し【出資法人・県】 関係団体と調整のうえ、社会情勢や関係者のニーズに応じた事業展開のため、既存事業見直しの検討を行う。		見直し検討 →	見直し完了 →			○事業見直しの検討 令和6年度(2024年度)
2 次期中期経営計画の策定【出資法人】 中長期的な経営計画の策定を行う。	中期経営計画に基づく事業の実施 →	次期中期経営計画の策定 →	次期中期経営計画に基づく事業の実施 →			○次期中期経営計画の策定 令和6年度(2024年度)
備考						



22 公益財団法人滋賀県水産振興協会【担当部課名：農政水産部水産課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当協会は琵琶湖漁業の振興と安定のために水産資源の増殖事業を行っており、ホンモロコではその事業効果が調適な資源回復として認められている。ニゴロブナなど他の水産資源についても期待される役割を果たせるよう、県の第8次栽培漁業基本計画および協会の第Ⅲ次中期経営計画に基づき、効果的な増殖事業を推進する必要がある。事業を計画的に行えるよう、低金利情勢で資産運用による増収が厳しい中、余剰種苗の分譲等により自主財源を確保する。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 計画に基づく種苗放流の実施【出資法人・県】 第Ⅲ次中期経営計画および県の栽培漁業基本計画に基づく種苗放流を行う。		各種計画に基づく種苗放流・放流効果評価 →			計画の見直し →	○冬季ニゴロブナ当歳魚(0歳魚)資源尾数の増加 令和3年度(2021年度) 317万尾(実績) →令和8年度(2026年度) 700万尾
2 自主財源の確保【出資法人】 余剰種苗の分譲等により自主財源を確保する。		余剰種苗の分譲 →				○種苗分譲による収入額の増加 令和8年度(2026年度)において令和4年度(2022年度)より増加
備考	「法人の代表者に副知事が就任している」 ※令和5年(2023年)3月時点					

23 公益財団法人滋賀県建設技術センター【担当部課名：土木交通部監理課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」において、県・市町等の適切な発注関係事務に必要な外部機関の育成・活用の促進に努めることとされている。また、「橋梁等の近接目視点検」義務化に対して、当法人では、市町からの要請に基づき、橋梁の点検や工事に対する技術支援を実施している。このように、県・市町の適正な公共工事の執行、維持管理のための機関として、当法人の役割は増している。また、県、市町等職員の技術力向上を担う県内唯一の機関であることから、中期経営計画（令和4年(2022年)3月策定）に基づき運営の効率化や経費の節減を図りつつ、県・市町等への業務支援の充実に図り、引き続き自立性のある経営を維持する。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 県および市町職員の研修受講者の意見を反映させ、研修の充実に図る。【出資法人】	基礎研修の充実・品質管理およびDXに係る研修の充実					○技術力向上講座の資格取得支援対象者の拡大 令和4年度～令和5年度(2022年度～2023年度) 市町まで拡大
2 県および市町に対して公共事業の積算・施工管理等の支援事業を行うとともに、きめ細かい技術支援を通じて市町職員の技術の向上に努める。 また、市町管理橋梁の定期点検の実施を通じて、橋梁の適正な管理と橋梁修繕工事に対する技術的支援を進める。【出資法人】	積算・施工管理等の支援業務の充実 橋梁点検 修繕工事への技術支援・施工管理等の支援業務の充実					令和6年度～令和7年度(2024年度～2025年度) 民間まで拡大 ○積算受託における市町事業の要望に対する重点採択の割合 令和3年度(2021年度) 100% (実績) → 令和4年度～令和8年度(2022年度～2026年度) 平均 100%
3 積算システム集約化事業および工事管理情報システム事業の安定的運営に努める。 また、ドローンを活用した災害支援等の実施のほか、さらなる新技術の導入について検討を行う【出資法人】	積算システム、工事管理情報システム更新による安定的運営 ドローンを活用した災害支援等の実施					○市町の橋梁点検と修繕工事への積極的な支援 橋梁点検にかかる基本協定締結市町数 令和3年度(2021年度) 18市町 (実績) →令和8年度(2026年度) 19市町 (全市町)
4 採算性を見極めつつインフラ老朽化対策等、時代のニーズに即した新たな事業（市町管理橋梁修繕事業に対する技術支援（修繕記録のデータベース化等））を検討する。 また、令和8年度(2026年度)に次期中期経営計画を策定する。【出資法人】	現計画に基づく取り組みの実施・新たな事業の検討					○システム集約の維持と設備の更新 ○ドローンの技能認定証明書取得者 令和3年度(2021年度) 2人 (実績) → 令和8年度(2026年度) 2人 ○次期中期経営計画の策定 令和8年度(2026年度)
備考						




24 信楽高原鐵道株式会社【担当部課名：土木交通部交通戦略課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当法人が運営する信楽線は、甲賀地域の通勤、通学をはじめとする住民生活や観光誘客に不可欠な役割を担っている。しかしながら、人口減少、超高齢社会の到来に伴い、収支均衡が困難となったことから、平成25年度(2013年度)に県、甲賀市と三者で鉄道事業再構築実施計画を国に申請し、令和4年度(2022年度)まで同計画に基づき、安全・安定運行を確保してきた。信楽線は、滋賀県都市計画基本方針において、甲賀地域の拠点連携型のネットワークを形成、充実するための交通基軸として位置付けられていることから、今後も運行を継続し、経常利益の確保に向けて、より一層の利用促進や経費節減に取り組んでいく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度 2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 安全な輸送サービスの確保 ①鉄道用地・施設の取得、保有等 ②施設整備、維持修繕・管理等に要する経費の負担 【①②甲賀市、②県による甲賀市への補助】	整備等の計画の実施 					○毎会計年度において経常利益を確保 ○輸送人員・旅客収入 令和5年度(2023年度) 35万3千人・78,700千円 令和6年度(2024年度) 35万9千人・81,600千円 令和7年度(2025年度) 35万5千人・80,500千円 令和8年度(2026年度) 35万1千人・79,700千円
2 利用促進による収益の拡大と経費節減による持続可能な経営の実現 ①まちづくり施策と連携した利用促進 ②付帯収入の拡大 ③経営合理化の推進 【①甲賀市・出資法人、②出資法人、③出資法人】	鉄道事業再構築実施計画に基づく取組の実施 甲賀市地域公共交通計画の策定 計画に基づく取組の実施 計画の中間評価 中期経営計画の策定 計画に基づく取組の実施 					※令和3年度(2021年度)実績 輸送人員 33万2千人 旅客収入 67,300千円
備考	「累積欠損金がある」、「中長期の経営計画が未策定である」 ※令和5年(2023年)3月時点					

25 滋賀県道路公社【担当部課名：土木交通部道路整備課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	当公社は、有料道路等を借入金で建設し、供用後は利用者からの料金で維持管理している。このため、良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供と、利用者ニーズに対応したサービスに努めるとともに、料金徴収期間内に建設費を確実に償還していく。					
具体的な取組内容	(令和4年度) (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 琵琶湖大橋有料道路第6期事業の着実な実施に取り組む。【出資法人】						○琵琶湖大橋有料道路第6期事業 事業計画の見直し 令和8年度(2026年度)末
2 良好な維持管理による安全で快適な有料道路等の提供に取り組む。【出資法人】						○長寿命化計画の見直し 琵琶湖大橋 令和8年度(2026年度)末 その他の橋梁 令和6年度～令和7年度 (2024年度～2025年度)
3 大津港駐車場の早期償還を見据えた経営改善に取り組む。【出資法人・県】						○大津港駐車場の早期償還の実施 早期償還 令和5年度(2023年度)末
4 次期中期経営計画を策定する。【出資法人】						○次期中期経営計画の策定 令和5年度(2023年度)末
備考						

26 公益財団法人滋賀県暴力団追放推進センター【担当部課名：警察本部組織犯罪対策課】

基本的な考え方 (現状認識・今後の方向性)	暴力団排除は依然社会にとって、県民の安心できる生活を維持していく上で必要不可欠のものであり、県（警察）と県民との橋渡しの役割を果たす当センターの役割は重要である。また県の関与の縮小を念頭に「自立性の拡大」に努めているが、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、賛助会費収入は過去5年減少傾向にあり、当法人が存在する必要性を含めた、知名度を上げる各種施策を引き続き実施していく必要がある。					
具体的な取組内容	(令和4年度 (2022年度))	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	目標
1 ホームページを効率的に活用する。【出資法人】		掲載内容の検討 	リンク先企業の増設			○ホームページリンク先企業 令和4年度(2022年度) 5社 → 令和8年度(2026年度) 25社(年5社増設)
2 出張相談所開設事業の充実に向けて、広報等周知方法を検討する【出資法人】		相談所開設ポスターの掲示箇所の増設		効果の検証と改善検討 		○ポスター掲示箇所 令和4年度(2022年度) 12件 → 令和8年度(2026年度) 25件
3 賛助会員拡大に向けて、企業等への講習、不当要求責任者講習の席において、継続した暴排の必要性を説明し賛助会員を募る。【出資法人】	講習等の機会ごとに暴排の継続した必要性とセンターの資金の必要性を説明し、賛助会員を募る。					○賛助会員数 令和3年度(2021年度) 240件 → 令和8年度(2026年度) 290件(年10件増)
4 賛助会員の拡大に向けて、会員になることのメリットを増やす。【出資法人】		新たなメリットの考案と試行		効果の検証と改善検討 		
備考						

取組 項目	経営資源 4「情報」	推進担当課	知事公室広報課 総務部行政経営推進課
	(1) 収集・活用 ①幅広い県民の声の収集、可視化・分析・ 反映、県民との共有		

2030 年に向けて目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁 iii 市町とともに自治を担う県庁 iv スマートでしなやかな県庁
-------------------	---

1 具体的な取組内容

<p>(1) 県政世論調査等を通じた、幅広い県民の意見やニーズの把握</p> <p>ア 県政世論調査の実施 県政に対する県民の関心や期待等について把握し、県政運営の基礎資料とするため、県政世論調査を毎年度実施する。実施に当たっては、ナッジ理論を活用するなど、より多くの回答が得られるよう工夫する。</p> <p>イ 県民政策コメント制度の運用 過去の県民政策コメントの実績を分析するとともに、他府県の優良事例について調査し、全庁で共有・横展開し、意見提出者数が増加するよう改善を図る。</p> <p>ウ 知事への手紙の受付 県民からの意見や提案をインターネット〔専用フォーム、LINE〕、FAX、郵送により受け付ける。</p> <p>エ 県政モニターからの意見聴取 公募により選定された満 15 歳以上の県内在住者 300 名を県政モニターとして委嘱し、インターネットによるアンケート調査を実施するとともに、モニタートーク（県関係機関との意見交換）を年 1 ～ 2 回程度実施する。</p> <p>オ インターネットを活用したアンケート調査（しが web アンケートプラス、LINE アンケート）の実施</p> <p>(2) 県民の声の可視化・分析とその活用 県政世論調査をはじめ各種広聴活動やビッグデータ等を通じて幅広く収集した県民の声について、共起ネットワークグラフ(※)などの可視化・分析を行うとともに、分析結果を関係部局に提供する。 また、インターネット上の「声なき声」の収集・可視化・分析について、ツールの提供や分析作業への協力等により、各部局における政策判断や施策立案を支援する。 こうした取組を通じて可視化・分析に係るノウハウを獲得しながら、より有用性の高い手法に見直していく。 ※ 一つの文章内で同時に出現（共起）するキーワード間に何らかの関連性があると仮定して集計し、出現頻度が上位のキーワード（点）と関連性（線）から成るネットワークグラフとして可視化したもの。</p> <p>(3) 「県民の声ひろば」の運用 令和 4 年(2022 年)にホームページ上に開設した「県民の声ひろば」（「知事への手紙」等により県民から寄せられた主な意見やそれに対する県の考え方等について、県民と共有する場）について、県民の関心や意見の動向に応じて掲載情報を随時見直し、タイムリーな情報が得られる場となるよう運用する。</p>
--

2 目標（令和8年度（2026年度））

- (1) 県政世論調査等を通じた、幅広い県民の意見やニーズの把握
- ア 県政世論調査における有効回収率
 令和4年度(2022年度) 67.8% → 令和8年度(2026年度) 70.0%
- イ 県民政策コメントに意見を提出した人・団体数
 過去5年間の平均（1案件当たり11.9）以上
- (2) 県民の声の可視化・分析とその活用
 県政世論調査の自由記述や LINE アンケート結果などに係る可視化・分析の実施
 10件/年
- (3) 「県民の声ひろば」の運用
 「県民の声ひろば」の掲載情報の更新
 更新頻度 概ね毎月更新（12回/年）

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) 県政世論調査等の実施 イ以外		調査の実施（毎年度）			
(1) 県政世論調査等の実施 イ 県民政策コメント制度の運用		調査・分析 運用見直し	見直し後の運用/検証・共有		
(2) 県民の声の可視化・分析とその活用		可視化・分析の実施、 結果の提供および公表 より有用な手法への見直し			
(3) 「県民の声ひろば」の運用		掲載内容の更新、改善			

取組 項目	経営資源 4「情報」	推進担当課	総合企画部企画調整課 総合企画部統計課
	(2) 活用 ①データに基づく施策検討の推進		

2030 年に向けて目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁 iii 市町とともに自治を担う県庁 iv スマートでしなやかな県庁
-------------------	---

1 具体的な取組内容

<p>(1) 施策構築における EBPM 推進 県の政策において EBPM を定着させるため、各年度の施策構築の過程においてインセンティブの設定等を通じて EBPM を推進する。</p> <p>(2) 県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 統計に関する知識、データ分析手法等のレベルアップを目的に、県・市町職員を対象にした研修を充実する。</p> <p>(3) 熟議による声の施策への反映と活用 多様な方が熟議したり、気軽に意見交流ができる機会をつくり、そこで出てきた声を分析するとともに庁内に展開し、施策への反映や、施策の方向性の確認に活用する。</p>

2 目標（令和 8 年度（2026 年度））

<p>(1) 施策構築における EBPM 推進 予算の特別枠を活用する事業における EBPM の取組割合 100%</p> <p>(2) 県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実 統計に関する研修の年間受講者数 200 人</p> <p>(3) 熟議による声の施策への反映と活用 熟議の場の継続的な開催と声の収集・分析および庁内への展開 年 5 回</p>

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) 施策構築における EBPM 推進	施策構築過程における EBPM の推進および手法のブラッシュアップ（毎年度）				
(2) 県・市町職員を対象にした統計に関する研修の充実	各種統計研修の実施（毎年度）				
	研修内容・方法等の検討・見直し（随時）				
(3) 熟議による声の施策への反映と活用	熟議の場の開催と声の収集・分析（毎年度）				

取組 項目	経営資源 4「情報」	推進担当課	知事公室広報課
	(3) 届ける ①受け手に伝わる情報発信		
2030 年に向けて目指す県庁の姿		ii 進取でオープンな県庁 iv スマートでしなやかな県庁	
1 具体的な取組内容			
<p>デジタル技術を積極的に活用しながら、より効果的に県政情報を発信する。</p> <p>(1) ホームページの運用およびリニューアル 県ホームページは、県内外からいつでもアクセスできる基幹的な情報発信媒体として、内容を充実させ、常に最新の情報に更新するなど適切な管理を行う。 また、新たな機能の付与も含め、誰もが使いやすく、分かりやすいホームページの実現に向けてリニューアルを行う。</p> <p>(2) 広報誌「滋賀プラスワン」「web 滋賀プラスワン」の発行 より多くの県民に分かりやすく県政情報を届けるため、紙媒体の広報誌「滋賀プラスワン」を引き続き発行するとともに、紙媒体では県政情報が届きにくい方に向けて、デジタル広報誌「web 滋賀プラスワン」を発行（ウェブサイト運用）する。 デジタル広報誌「web 滋賀プラスワン」については、コメント機能により読者から寄せられる御意見を分析し、記事制作に反映させるなど、より効果的な情報発信に活かす。</p>			
2 目標（令和 8 年度（2026 年度））			
<p>(1) ホームページの運用およびリニューアル ○県公式ホームページの認知率 令和 4 年度(2022 年度) 70.6% → 令和 6 年度(2024 年度) 75.0% ※令和 7 年度以降の目標は、次期「滋賀県広報戦略」の策定に併せて検討。</p> <p>○令和 8 年度(2026 年度)中に、ホームページのリニューアルを実施</p> <p>(2) 広報誌「滋賀プラスワン」「web 滋賀プラスワン」の発行 ○広報誌の認知率 令和 4 年度(2022 年度) 73.1% → 令和 6 年度(2024 年度) 86.0% ※令和 7 年度以降の目標は、次期「滋賀県広報戦略」の策定に併せて検討。</p>			

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4 年度) (2022 年度)	R5 年度 (2023 年度)	R6 年度 (2024 年度)	R7 年度 (2025 年度)	R8 年度 (2026 年度)
(1) ホームページの運用 およびリニューアル	内容の充実、適時の更新				
	＜ホームページのリニューアル＞				
	現状把握、 課題分析	設計、調達仕様の作成		調達、移行	
(2) 広報誌「滋賀プラスワン」「web 滋賀プラスワン」の発行	「滋賀プラスワン」の発行				
	「web 滋賀プラスワン」の発行（ウェブサイトの運用）				
	コメント機能等の拡充・読読促進策の実施				

取組項目	経営資源 4「情報」	推進担当課	総合企画部県民活動生活課
	(3) 届ける ②オープンデータ化の徹底および利活用の推進、特定歴史公文書等の利用等の推進		(公文書館) 総合企画部DX推進課

2030年に向けて目指す県庁の姿	ii 進取でオープンな県庁 iv スマートでしなやかな県庁
-------------------------	----------------------------------

1 具体的な取組内容

- (1) オープンデータ化の推進
県ホームページ、県・市町オープンデータポータル等で公開済みの情報のほか、県民・企業等へのニーズ調査に基づく情報や国選定の推奨データセット等に基づく情報のオープンデータ化と、データの二次利用が容易な形式への変換を促進する。
- (2) オープンデータ利活用の促進
産学官連携組織「滋賀県地域情報化推進会議」における各種セミナーやデータ利活用コンテスト等の取組を通じて利活用を促進する。
- (3) 県史編さん事業における成果の県民共有
県史編さんのための資料調査において、県内外に所在する資料を丹念に調査し、撮影した写真など資料データの収集と保存に努め、資料所有者の理解と協力を得ながら、公文書館デジタルアーカイブにデジタルデータを集積することを通じて、インターネット利用を含む公文書館の利用拡大を図る。

2 目標（令和8年度（2026年度））

- (1) オープンデータ化の推進
機械判読に適した形式（csv）でオープンデータ化された情報数
令和4年度(2022年度) 64種 → 令和8年度(2026年度) 200種
- (2) 県史編さん事業における成果の県民共有
インターネットを通じた利用を含む公文書館の利用の拡大
令和8年度(2026年度)における年間利用者数 3,000人

3 取組内容ごとのスケジュール

取組内容	(R4年度) (2022年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)
(1) オープンデータ化の推進	取組対象選定 →	データ公開・形式変換の順次拡大 →			
(2) オープンデータ利活用の促進		セミナー・コンテスト等の開催を通じた普及啓発 →			
(3) 県史編さん事業における成果の県民共有	県史編さん大綱策定 →	県史編さん事業着手、資料調査・収集開始 →			